

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成23年12月5日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

ビッグパレットふくしま主催者控室

開 議 午前9時

出席議員（14名）

議長	猪狩利衛君	1番	黒沢英男君
2番	山本育男君	3番	中野正幸君
4番	渡辺英博君	5番	高野泰君
6番	宮本皓一君	8番	高橋実君
9番	堀川一也君	10番	猪狩弘二君
11番	渡辺三男君	12番	塚野芳美君
14番	関友幸君	15番	三瓶一郎君

欠席議員（2名）

7番 渡辺晃君 13番 渡辺起代一君

出席説明者

町長	遠藤勝也
副町長	三瓶博文
教育長	庄野富士男
総務課長	滝沢一美
産業振興課長	小坂和弘
健康福祉課長	渡辺清治
教育総務課長	橋本昇
総務課課長補佐	菅野利行

東京電力（株） 常務取締役 原子力・立地 本部副本部長	小森明生
東京電力（株） 執行役員 福島原子力 被災者支援対策 本部副本部長兼 原子力・立地 本部副本部長	石崎芳行
東京電力（株） 福島原子力 被災者支援対策 本部福島原子力 補償相談室 郡山補償相談 センター所長	平井賢二
東京電力（株） 福島第二原子力 発電所副所長	設楽親
東京電力（株） 福島第二原子力 発電所副所長	大越和則
東京電力（株） 福島原子力 被災者支援対策 本部福島地域 支援室室長	林孝之
東京電力（株） 福島原子力 被災者支援対策 本部福島地域 支援室副室長	林幹夫

職務のための出席者

事務局長	角政実
事務局庶務係長	原田徳仁

付議案件

- 1 平成23年12月定例会提出議案の説明について

- (1) 動産の取得（案）について
 - (2) 富岡町特定住所移転者に係る申出に関する条例（案）について
 - (3) 富岡町議会議員及び富岡町町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（案）について
- 2 福島第二原子力発電所並びに福島第一原子力発電所に関することについて
- (1) 東北地方太平洋沖地震後の福島第二原子力発電所の状況について
 - (2) 東北地方太平洋沖地震後の福島第一原子力発電所の状況について
 - (3) その他
- 3 その他

開会 (午前 9時00分)

○議長（猪狩利衛君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

本日の欠席議員を申し上げます。渡辺起代一議員、渡辺晁議員の2名であります。よって、出席議員は14名であります。

説明のための出席者、町長、副町長、教育長、健康福祉課長、総務課長、総務課長補佐、教育総務課長、産業振興課長の皆さんでございます。

職務のための出席者は、議会事務局長であります。

早速でありますが、付議事件に入りますが、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には先週に引き続き朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は12月定例会の提案に先立ち、動産の取得案件1件及び条例の制定案件2件の計3件についてご説明いたします予定であります。

初めに、動産の取得についてであります。これは、放射線の積算線量及び空間線量を測定できる高機能積算線量計を妊婦の方や就学前の乳幼児への貸し出し用として285台、児童への貸し出し用として238台、また学校、幼稚園、保育所及び役場庁舎にハンディーサービメーター19台を備えつけ、町民の要望の高い身近な放射線量の測定に供するために購入するものであります。

次に、条例の制定についてであります。まず、富岡町特定住所移転者に係る申出に関する条例については東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の制定に伴い、制定するものであります。

今般の災害により住所移転を余儀なくされた住民が情報の提供や交流促進事業などの施策の対象となることを希望する方は申し出ることができます。また市町村はこれら住所移転者との関係維持に努めるなどとの自治体と関係を維持できるよう定めたものであります。

次に、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてであります。この条例は、選挙公報に関し、国政選挙及び都道府県知事選挙については公職選挙法第167条により義務制選挙公報となっておりますが、地方議会選挙及び首長の選挙における選挙公報については同法第172条の2により条例での規定が必要となる任意制選挙公報となっているため、今回当該条例を制定し、今後の選挙において公報の発行を可能にしようとするものであります。

以上であります、いずれも詳細な内容につきましては担当課長より説明させますので、ご理解くださるようお願い申し上げてあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 早速ですが、付議事件に入ります。

1番、平成23年12月定例会提出議案の説明についてを議題といたします。

（1）、動産の取得（案）についてを議題といたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） おはようございます。

資料1をごらんいただきたいと思います。今回の12月定例議会に提出させていただく動産の取得の中です。1の取得目的ですが、今の町長のあいさつの中と重複しますけれども、東日本大震災における東京電力第一原子力発電所の災害により避難している町民が安心して生活でき、また健康管理ができるよう個人線量計及びサーベイメーターを購入し、妊婦、乳幼児及び児童生徒に貸与するものでございます。また、サーベイメーターについては学校、保育所等の施設に貸与するというふうにしております。

2番目の取得する動産及び数量でございますが、個人線量計ドーズe、これは富士電機株式会社のものでございまして、妊婦、乳幼児に対しましては285台、2の児童生徒につきましては238台、合計523台、2,745万7,500円となってございます。また、施設等で管理するサーベイメーターにつきましてはハンディータイプのものでございまして、富士電機株式会社のもので学校及び保育所に19台というふうなことで498万7,500円となってございます。

それでは、皆さんのお手元にパンフレット配付されているかと思います。いろい

ろと線量計につきましては機種が多種あります、教育委員会並びに健康福祉課のほうで協議した中でこの個人線量計ドーズeというふうなものを選定してございます。機種選定に当たっては空間線量、あるいは積算線量がはかれ、マイクロシーベルトで表示されるというふうなことが第1点。あとは維持管理上、電池式よりは充電式のほうがいいというふうなこと、あとは納品が契約後すぐに入るかどうかという3点を基本に一応選定してございます。

サーベイメーターですが、これは施設及び施設外での計測が簡単で、だれでも操作が可能というふうなハンディータイプのものを選定してございます。

一応詳細についてはこのパンフレット等を準備しておりますので、ご覧いただければと思っています。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 他に説明はありませんか。教育委員会、別にありませんね。
〔「はい」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 個人線量計のほうですけれども、これ台数が間に合わなかった、希望者が多かった場合はどのような方法を考えているのですか。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 貸し出し期間でございますが、現在のところ学校とまた妊婦、乳幼児につきましては若干期間等の差はあるのですが、一応妊婦あるいは乳幼児につきましては1週間単位でお貸しするというふうなことで、285台すべてが出た場合にはちょっと1週間程度待っていただくというふうな形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） 学校関係でございますが、学校関係は今議会に今回上げましたものにつきましては1週間という話をされてますが、今回議案には

提出されませんが、三春校につきましてはこれよりも若干値段が安い2万9,800円というものを一応100台生徒の分を用意しております。これにつきましては積算線量計ということで、コンマ1ミリ以下、コンマ4けたまでありますので、積算線量計ということで、これにつきましては當時学校に通学しておりますので、これは電池式なものですから、1ヶ月間もつということで、大体20日を目安に貸し出しをしたいということで考えております。

なお、これから保護者を集めまして説明する予定を考えておりますが、小さいお子さんにつきましてはこういうポケットサイズであってもかなり遊ぶとか、そういうときは身につけることが不可能ですので、極力学校に通学するときにかばん等に携帯、取りつけをしてやっていただくということで、あくまでも基本的には希望者ということで考えています。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） ですから、教育委員会で準備する分は20日くらいというのはわかったのですけれども、今回健康福祉課のほうで準備する238台の部分はどのくらいの期間貸すのかということ聞く順番が逆になりましたけれども、申し込み方法はどんな形でやるのですか。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 今後ですけれども、議会の承認いただきました折には購入しまして、一応広報等にまずやりまして、その中で申込書というを作成していただいて、申し込みを受けるというふうなことになります。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） 私どものほうにつきましても広報のほうに児童を対象にして貸し出しをいたしますよということで、ホームページなり、おっしゃった広報等によりまして受け付けをしたいと考えております。

以上でございます。

○12番（塙野芳美君） いいけれども、あとだから健康福祉課からいく238台分の貸し出しはどのくらいの期間するのか。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） 同じく基本的にはこれは瞬時にはかかるということですので、今回上げているものにつきましては1週間を目安に、健康福祉課と同じく、程度の期間で貸し出しをしたいということで考えております。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） まず、単価を教えていただきたいというのと購入の仕方を、1社で見積もりとってこの選定したのかどうかということ。

それから、貸し出しの規定とか規則はつくったと思うのですが、それがあれば内容をお知らせいただきたい。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） ちょっと詳しい数字がないのですが、ちょっと資料等持ってこなかったのですけれども、個人線量計は8万円程度です。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（渡辺清治君） いや、契約が5万円になっていまして、定価は8万円程度のものを5万円というふうなことで購入予定してございます。

サーベイメーターにつきましては12万5,000円となっておりまして、定価が……済みません。ちょっと資料……

〔「大体で……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（渡辺清治君） 1台当たり11万円程度のものになってございまして、13万円程度だと思います。済みません。ちょっと詳しく後でご報告させていただきます。

○議長（猪狩利衛君） 1番。

○1番（黒沢英男君） サーベイメーターなのですが、暗算で計算しても、1台当たり定価でいうと26万2,500円ぐらいなのですが、そのうちの半値ぐらいですか。半値ではないのだよね。

○健康福祉課長（渡辺清治君） ほぼそうです。

○1番（黒沢英男君） 購入価格が26万2,500円なのですが、定価はどのぐらい。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 詳しい数値ちょっと用意しますので。

○議長（猪狩利衛君） なお、定例会には正式な同意案件として出てきますので、大体の案というか、これは案で予想ですから、細かいことについてはひとつご理解をいただきたいと、このように思います。

9番、堀川一也君の質問について、教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） ちなみに、学校関係のほうは同意は要らないのですが、100台分につきましては、これにつきましては定価4万4,000円のものが2万9,800円で出していただくということで、これに決めましたのにつきましても在庫があるということで、すぐ納入できるということで、学校のほうといたしましてはこのものを採用いたしました。

以上であります。

○9番（堀川一也君） だから、購入形態はもう1社にねらい撃ちで……

○議長（猪狩利衛君） どういう形で購入するのかと、入札のなのか随意なのか。

答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 購入なのですが、個人線量計いろいろ機種がございまして、いろいろとその中で先ほど冒頭に説明した空間線量、あるいは積算線量がはかかるというふうなところと、また単位がマイクロシーベルトまではかれるというふうなこと、あるいは電池式よりは管理上自宅でも充電できるというふうな充電式のもの、あるいは数量が500台というふうなことから、早急に購入が可能かどうかというところの3点で一応機種選定をしたという随意になります。

○議長（猪狩利衛君） わかった。

○9番（堀川一也君） わからない。貸し出し規定とか規則ありましたらその概要も教えてくださいという。

○議長（猪狩利衛君） そういう細かいことでなくて、どういう方法で購入するのだということ、それ聞けばいいのだ。答えて……

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 規定。規定はさつき言つただろう。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 貸し出しについては要綱を今制定してございまして、その要綱にのっとり実施していきたいというふうなことで、一応要綱は制定するつもりでございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） これ児童、また保育所等にも、保育所はサーベイメーターですけれども、個人線量の場合使い方については学校とか保育所、そういう意味でそういったことで個別的な積算線量の値とか何かは記録するようなことにするのか、それともこれは借りた家庭が判断する1つの材料としてそこまではやらないということなのか。できれば将来的なことを考えればきっとある程度の時間においてやっぱり記録させることがそれについては安心、安全につながるようになると思うのだけれども、その辺の考え方はどうなのでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本昇君） まず、学校関係については今業者さんと貸し出し期間を決めて、データを管理するために、今そういう表を業者さんと打ち合わせをしております。必ず残るようにということで、貸し出し時から1週間、2週間の積算の線量計を記録して学校等に管理する。また、個人にも保護者についても説明会をやる予定です。簡単な取り扱い方法、注意とか、そういう事項も簡単にわかりやすくつくろうということで、今業者さんにもお願いしましてつくって、学校等では今準備に入っています。そういうことで、データ管理はしたいと考えています。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） あと、いろいろ状況ですか、自然環境。東京電力の施設の管理によっても放射線の量というのが今後もいろいろ変化はあるのだというふうに思うのですけれども、そういったことでやっぱりできれば長く統計をとっていくことも大切なかなと思うのです。そういったことを考えればやっぱりある程度の東

京電力が完全に収束するまでとか、そういった1つの基準というのですか、必要なのかなと思うのですけれども、その辺の考え方は持っているのでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） 私どもの学校等につきましては、児童生徒もそうなのですが、当然三春校につきましては町のほうの責任において学校にも瞬間はかかる今サーベイメーターは2基ありますが、そのほか今回2基をいただくということで、あとそれについては今毎日計測をしておりまして、それをデータとしてとつておきたいということで考えております。

なお、またあとデジタル方式で校庭のほうにも県のほうから1台、これはかなりの高額な値段なのですが、ビッグパレットにもありますが、瞬時にデジタルで出るサーベイメーターの機種を県のほうから学校のほうにいただけるということになっていますので、これについては校庭に、野外に置くことになっているのですが、そういう形で搬入したいと考えております。

以上であります。

○14番（関 友幸君） 何年間くらいの、そういう意味で期間で。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） 基本的にはここにいるうちはすべてずっと管理をしたいと考えております。また、戻れるということになれば、当然学校だけではなくて、児童生徒ではなくて、当然町民の方も必要になってくると思いますので、これはまた新たな問題で考えなければならないと思っていますが、とりあえず今は学校生徒につきましてはここにあるうちはずっと管理したいと考えております。

以上であります。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） あと、これはかなりこれからもいろいろな意味でまだまだ必要な状況も生まれるのかなと思うのですけれども、最終的に使用した部分についてはやっぱり東京電力に請求するというような、損害賠償などを受けて、そこまで考えているのかどうか。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） これは、健康福祉課長のほうで回答してもよろしいかと思うのですが、今回につきましては国のほうの100%補助あります。

以上であります。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 貸し出しの要綱についてですが、これ1週間程度の貸し出しということであるとその人1回借りたらあと貸せないという話ではなくて、続けて借りられるようなことになるのだと思うのですが、そういった場合に線量の記録をするということになると1週間で不安を払拭できないから、続けて借りたいということで、次の人のところに回ってこないのでないかなというふうに感じるのだけれども、その辺はどんなふうな方策をとるのか教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 1週間の貸し出しというふうなことにしましたのは、1週間以上はかって52倍してもらえば1年間の積算線量かなと。単純な計算になってしまいますが、そのような目安を1つくるということで1週間というふうなことにしてございます。今宮本議員のほうから話ありました長期化という話ですが、その条件が整えば例えば妊婦さん、子供さん、幼児がいるとかということであればさらに期間を延ばすというふうなことになってしまいます。それは、今後どのくらいまでということになりますと申し込みの内容にもよるのですが、そちらによつては期間の延長もあるというふうなことで一応考えております。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 要綱については私からとやかく言うよりも、トラブルにならないような方法でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長、今の質問あったのわかる。いま一度言ってください。

6番。

○6番（宮本皓一君） 貸し出しの要綱については今私がここで列記する話ではなくて、トラブルのないように、その辺借りたいのだけれども、もう少し待ってくださいというようなことになるとやっぱりそれが一方のほうでは不満になりますか

ら、その辺を考慮して作成できますかという。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 十分その辺は考えて要綱制定していきたいと思っています。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今4人くらい質問したのですけれども、最初1週間を区切って貸し出すということを言ったのです。その辺はっきりしてください。続けてずっと貸すことも可能なのかどうか。

あと、1つは教育総務のほうで買う積算線量計。当然積算線量だから、10日や20日貸し出したって意味ないと思うのです。やっぱり長く使っていて、初めて1年とか2年とかといってはかっていかないと意味ないと思うのです。だから、本来であれば生徒全員の分買うとかしないと、20日ではかって1年の、では20日でどれだけだったから、1年でこのくらいだから、大丈夫でしょうという想定しか出ないです。だから、本来であれば原子力の補償だとすれば全員の分買っていただいたほうがいいのかなと思うのです。

それと、同じく妊婦と乳幼児もそうだと思うのです。1週間や10日借りても意味ないのです、これ。当然やっぱり妊婦さんであれば子供が生まれて乳幼児の時期まではその人に貸し出すよと、長期にわたって。そういうふうにしないとただ1週間や10日持ったって何の意味もないのです、これ。だから、その辺ぜひ考えていただきたいのですけれども、どうですか。

○議長（猪狩利衛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本 昇君） まず、学校関係のほう先に。

学校につきましては、今三春校のみを対象にして100台ということで考えております。これにつきましては、継続的にずっと貸すという考え方は希望者については考えております。これは、もうあくまでも富岡分の4校一連の分として要求しておりますので、全員に対象となっています。そのほかの区域外就学約1,400人いますが、全国に散らばっております。県内の散らばっている区域外就学の学校につきましてはおのの市町村で対応していますので、これにつきましてはあえて私のほ

うで学校にお世話になっているのに、こっちの線量計使いなさいよというわけにはいきませんので、これにつきましてはその学校にお任せをしているということで、学校についてはそういう考え方でしております。ただ、20日というのはうちのほうでは電池式なものですから、1ヶ月大体もつ電池なものですから、大体20日を目安に一応はかっていただきて、それを記録しながら、またちょっと不安になったという場合にはまた貸し出しするということで考えております。ですから、場所によっておのおの皆さん住んでいるところが違いますので、基本的には学校を今重視して、学校の校庭とかそういうのは全部対応しながら毎時、毎日はかっておりますので、その考え方で基本的に私どものほうは20日、電池の交換時期までの間大体貸し出しをしたいということで考えております。ですから、生徒さんにつきましてはそのように富岡町の三春校につきましては全員対応すると。県外に行っている方で、なお不安だということで、そういう声があった場合についてはある程度1週間程度、これは健康福祉課と同じく、これは瞬時にはかかるマイクロシーベルトが出ますので、これは高いものですので、これにつきましては大体1週間程度で貸し出しをしてみたいなということで考えております。

以上であります。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 議員おっしゃるとおり子供なり妊産婦に全員1年間なら1年間お貸しするというふうなことが一番望ましいのだろうと思うのですが、今回の購入につきましてはまず対象人数の中で10分の10の補助というふうなこともございまして、単価が低くなっています。その単価を見ますと大体バッジ式って本当に簡易な線量計というふうなこともあります、それではなかなか難しいというふうな基準の単価からちょっと高額なもので絞らせたというふうなことで、実質的にはちょっと基本単価、補助単価からすれば全員分買える補助ではないというふうなこともございまして、このような方法をとらせていただいたわけなのですが、基本的にはできるだけ多くの人たちに貸し出しして使ってもらうということ以外にないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（渡辺三男君） もう一点、1週間と最初区切ったやつ。1週間という区切った答弁していましたよね。何か宮本さんに対する答弁は、継続して貸せるという。どっちなのですか。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 基本は妊婦、乳幼児につきましては基本は1週間というふうにしてございます。ただ、その中で幼児が2人いるとか、妊婦さんと幼児いるとかということであれば1週間、1週間を延ばして継続して貸すことも可能ですよということにしております。だから、妊婦さんで幼児が1人いるということであれば2週間、子供さんがいればまた3週間というふうに、そういうふうな形でその対象者1人を1週間というふうに定めておりますので、それで積み重ねではないのですが、そういう方法をとっていきたいということで考えています。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 教育総務のほうの問題はわかりました。20日で電池がなくなるということで、20日目安で対象にしたという答弁ですけれども、電池がなくなればまた電池を交換して、即継続して持たせたほうがいいのかなと私は思うのです。多分そういう状況になるのかなと思います。

あと、今の妊婦さんと乳幼児、これ人の数が多いから、長く貸すとか、妊婦さん1人だから、1週間しか貸さないというおかしいのではないですか。では、妊婦さんと乳幼児今何名いるのですか、何世帯。何名と言ったらいいのか、何世帯と言ったらいいのか。何世帯なのですか。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） ちょっと調べますので、お待ちいただいて。

妊婦、乳幼児で970、1,000人弱となっています。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 1,000人弱という数字でしたが、当然やっぱり妊婦さんと乳幼児の健康を考えるのであれば285台なんて半端なこと言わないで、出ないとすれば町の予算でも買ってやっぱり持たせるべきだと思います。1週間や2週間持たせても何の意味もないです。だから、本当に妊婦さんと乳幼児の健康を考えるので

あれば、やっぱり町の予算でも何でも買って預けないとだめです、これ。こんな中途半端なことやって、やったなんていう格好づけだけでは何の意味もないですから、やっぱり持たせるべきです。

あと、アトイの285台、238台の台数の根拠。これ多分値段なのかなと思うのですが、これ補助というより原発のほうの補償でいただける金額割るこの機械という考え方だったのか。国の10割補助ですね。その金額割る機械の台数という根拠なのでしょうけれども、やっぱり国からの補助は大変うれしいことですけれども、やっぱり足りない分は町から手出ししても何でも持たせないと私はまずいと思うのですけれども、町長、どうでしょうか、その辺。

○議長（猪狩利衛君） 第2点目は町長。

○町長（遠藤勝也君） 考え方全くそのとおりであります、内容をよく精査して、そういう方向で確認していきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長、あとありますか。いいですか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 先ほど保留していただきました単価なのですが、ハンディーメーターが25万円。

○議長（猪狩利衛君） 定価。

○健康福祉課長（渡辺清治君） ええ。ちょっと定価についてはハンディーメーターが資料が……定価も同じだというふうなことです。あと、積算線量計、個人のですが、これにつきましては8万円のものを5万円というふうなことになってございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） いいですか、11番。

○11番（渡辺三男君） 定価25万円で入りも25万円ということ、今。

○議長（猪狩利衛君） 定価ではなく、あなたの質問はいいですかと。

○11番（渡辺三男君） いいです、いいです。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） なければ、動産の取得についてはこれで終わります。

次に、（2）、富岡町特定住所移転者に係る申出に関する条例（案）についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 皆さん、おはようございます。富岡町特定住所移転者に係る申出に関する条例（案）につきまして、内容の説明を申し上げます。

本条例は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律、以後原発避難者特例法と申しますが、平成23年8月12日に公布され、同日施行することになったことに伴い、平成23年3月11日以後に住民票を移動した者のうち、情報提供を希望する者に対して富岡町及び福島県に関する情報等を提供するため、住所移転者に係る措置を定めるものであります。現在におきましても住所移転者に対し、申し出の有無にかかわらず富岡町及び福島県の情報を提供しておりますが、改めて条例で規定しようとするものであり、本条例制定後に住所移転者に対し対応が変わるものではありません。

富岡町特定住所移転者に係る申出に関する条例（案）、資料2をごらんいただきたいと思います。第1条におきましては、原発避難者特例法第2条第5項の規定に基づき、特定住所移転者に係る申し出に関し、必要な事項を定めておく旨を規定しております。

第2条につきましては、住所移転者並びに特定住所移転者の定義を規定をしております。条例案につきましては、原発避難者特例法第2条第4項並びに同条第5項に規定するものと表しておりますが、住所移転者とは平成23年3月11日以後に富岡町から転出した者、特定住所移転者とは住所移転者のうち、情報提供等を希望した者と規定しております。

第3条において申し出の方法を規定しており、同条第2項において申し出の様式を、同条第3項において申し出の期日を、同条第4項において変更の届け出方法を、同条第5項において提出方法、同条第6項において届け出に係る事項を福島県知事に通知することとしております。

第4条において町長の委任規定を設けており、附則において条例の施行日を公布の日としております。

以上が本条例案の概要であります。

なお、法律において条例制定が義務づけられておりますので、何とぞよろしくお願いたしたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） この文面からは何かちょっとぴんとこないのだけれども、もっと簡単にちょっと説明していただいていいですか。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 今議員のほうから簡単にという、簡単に申し上げれば3月11日以降、例えば各地、県外にも避難者が大勢いるわけですが、県営住宅とかそういう住所を移転した方がおります。住所移転された場合には富岡町から住所を離れて例えば新潟県のほうに住所を持っていって、そうすると新潟県の県民なり、そこの市の住民になるわけですが、そうすると富岡町の責任として例えばそういう広報等情報提供しなくとも本来ならばよろしいわけですが、この法律の施行によって、また条例化することによって今までどおり富岡町の情報なりそういうものが提供できるようにという旨を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長、今の説明なのだけれども、質問そのものはちょっと難しくてわからないのだがというようなあれなのだけれども、これ法的な1つの基準があってこういう法律したのか、その辺も含めて。また、東電の申請みたく余計なこと書かれていて多いのか、そういうものありますので、法的上こういうような形になると/orその辺を。

総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 最初に冒頭にもご説明申し上げましたが、国の法律でもって災害に対処するため、避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る

措置に関する法律というものがことしの8月12日に公布され、施行されることに伴っての条例化ということでございまして、先ほどご説明申し上げましたが、いろいろな理由で住所移転して転出した人に対しても今までどおり町民として、または情報提供をする旨を今回条例化したということでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 14番さん、法律のためにこういう形をせざるを得ないということだから、ご理解いただきたいと思います。

14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） それで、ここには別紙の書式、様式がありますが、この申請を必ずしなくてはならないのか、それとも新たにならぬか。それとも、そういうことはなくて、特別何にもすることないということなのか、そこら辺だけ。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 現在富岡町におきましても県外、県内転出者におきましても情報の提供はさせていただいております。今後法律、条例制定に伴って、新たにということにつきましては今後町のほうでこういうことになりますのでという住所移転者に対してはこういうものを送ってしておりますが、今までやっていますので、その方については今までどおりということで取り扱っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） これ情報を提供するということだけなのでしょうけれども、実際に例を挙げますと柏崎市で新潟県の県営住宅をあっせんするときに、ここから避難した方には住所移してくださいといって住所移したそうです。それで、そのために入れたわけです。そして、今度帰ってきたときにこっち、仕事の関係とか何かで富岡町に住所を戻したいといったときに、その住所がスムーズに戻らせられないというような何だかがあったのです。そのためにいわきに越した人がいわきにまた籍入れたのです。そしたら、もうその人は全然町に籍戻したいのだけれどもと言ったのだけれども、移してもらえない。これどうなっているのだと、そんな特例の

法律があるのかというようなことを聞かれたのだけれども、これとはちょっとそちら違うのだけれども、その辺についてもちょっとお知らせください。

○議長（猪狩利衛君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺清治君） 住所地要件だと思うのですが、基本的に生活の根拠たるのが住所地というふうに民法上定められておりまして、基本的にはそこで生活するということが住所のあるところというふうに判断してございます。今回の避難につきましては、いろいろとその方、避難者の方にはいろんな条件で今言う、宮本議員おっしゃるとおりに住所を移動されたということがあったかと思います。それで、今回避難先の都合でというか、学校関係にもあったらしいのですが、子供を学校に入れるために住所を移しなさいというふうなちょっと誤った解釈の中で進められたというところがございまして、その辺については再転入のほうは手続ができるよう今進めているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） それでは、なければ（2）を終わります。

（3）、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（案）についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） それでは、資料3、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（案）につきまして、その内容を説明を申し上げます。

本条例は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により町内全域が警戒区域に指定され、全町民が町外において避難生活を余儀なくされていることから、今までの選挙活動が著しく制限されるため、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙公報を発行することとともに、発行手続を定めるものであります。

第1条において、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定める旨を規定して

おります。

第2条において、選挙公報の掲載内容を候補者の氏名、経歴、政見並びに候補者の写真と定めております。

第3条第1項において、掲載文の申請方法を定め、同条第2項において掲載文の内容について、他人もしくは他の政党、その他の政治団体の名誉を傷つけ、著しく善良な風俗を害し、または特定の商品の広告、その他の営業に関する宣伝を行わないよう禁止事項を定めております。

第4条において、選挙公報の発行手続を規定しており、同条第2項において掲載の順序をくじで行うことを定めております。

同条第3項において、候補者、または代理人はくじに立ち会うことができることとしております。

第5条においては、選挙公報の配布方法について、同条第1項で選挙公報を選挙の期日の前日までに配布することとし、第2項において配布が困難な場合における配布方法を新聞折り込み、その他これに準じる方法で配布することとしており、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努力項目が定められております。

第6条において、選挙公報の発行を中止する場合の規定を設けており、第7条において町長の任意規定を定めております。

以上が本条例の概要であります。

3月執行予定の富岡町議会議員選挙において、選挙公報が発行できるよう定める条例でありますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

15番、三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） 私本当はよくお聞きしたかったのですけれども、この間私の友達が新潟の柏崎に行ったらば県会議員選挙のときの今案を総務課長が説明されたようなことが行われなかつたと。選挙券も来なかつたということなのですけれども、私はその辺は確かにこういう時期ですから、選挙管理委員会としてもいろいろ

難しいこともあると思うのですけれども、その辺はやっぱりもっときめ細かくきちっとやっていただかないと幾ら選挙公報をやっても、そういう選挙券が来なかつたなんていう人がいるようではやはりもっと徹底すべきかなと、そんなふうに思います。いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長補佐が直接担当しているようですから、総務課長補佐、係長かな、直接担当者は。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（菅野利行君） 確かに投票用紙ではなくて、恐らく入場券だと思うのです。投票用紙であれば選挙ですから当然。この間、いつの選挙でもあるのはあるのですが、お送りしたところに行って返ってくる場合ございます。そういうものが何通かあったことは確かでありますので、当然うちのほうも追いかけるという作業はあるのですが、まだ手続をしないで移転されて、結局今回の選挙は全国に散らばっているので、10月の28日を基準にしているのです。これは、言いわけになるかもしれません、説明としてお聞きいただきたいのですが、そこで住所を1回移動しその後11月10日選挙でございました。その間に例えば動いた場合とか、いろんなケースがあるのですが、手續をされずに動いた場合とか何かは今回届かなかつたケースあることはございます。ですから、次回は町議選でございますので、なお一層もちろん調査しますし、あと皆さん方にも、町民の皆さん方にも移転したら転居手續とか、あるいは必ずうちのほうにということございます。

あと、もう一つは今システム入れるのですが、どうしても例えば義援金とか住宅班で住所移転を申しているのですよということなのですが、その間にタイムラグが、例えば1日か2日直そうとした場合に今のままでタイムラグができてしまします。ですから、それではやっぱり困りますので、今新しく大槻にも移転しますのでそれをカバーするためにリアルタイムで変わる、どこかの場所に例えばいわき支所に私はここからここに移動しますよという申し出があった場合にはこちらに電話で例えばファクスとかやるのではなくて、現場でそれを直して、それがみんなで共有できるようなシステムも入れて、その辺をカバーしていきたいと思います。ですから、今回に関しては何人か移転とか何かの関係でどうしても届かなかつたという、

こちらのほうでは全部間違いなくお送りしているのですが、そういう事例があったということは聞いておりますので、今後はなお一層そういうことがないように、当然当たり前のことですが、やっていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） いずれにしても来年の3月は我が議会も解散になりますので、よくひとつ内容を十分把握しておいていただきたいなと思います。

なければ、（3）を終わります。

以上で富岡町関係については終わりたいと思います。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時5分）

再 開 （午前10時10分）

○議長（猪狩利衛君） それでは、再開いたします。

大きな2番の福島第二原子力発電所並びに第一原子力発電所並びにきょうは補償関係の案件も参っていますので、補償関係もやりたいと思います。

まず、順序からして、ご案内のとおり第二原子力発電所についての件についてを終わりましてから第一、これは何か呼応するところはあろうと思いますが、基本的には第二先説明いただいて、それ終わったら第一を説明していただくと。第3番目に補償関係をやると、こういうような順序をもってやっていきますので、ご理解いただきたいと思います。

本日の説明のための出席者をご紹介いたします。常務取締役原子力・立地本部副部長、小森明生さん。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副部長（小森明生君） よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 執行役員福島原子力被災者支援対策本部副部長兼原子力・立地本部副部長、石崎芳行さん。

○東京電力（株）執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 福島原子力被災者支援対策福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長、平井賢二さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 福島第二原子力発電所副所長、大越和則さん。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（大越和則君） 大越でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 失礼しました。福島第二原子力発電所副所長、設楽親さん。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 設楽でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室室長、林孝之さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室室長（林 孝之君） おはようございます。林です。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長、林幹夫さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） おはようございます。林でございます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） なお、関係者数名出席しております。

職務のための出席者、町長、副町長、教育長ほか関係課長であります。

それでは、早速でございますが、第二原子力発電所にかかる問題と第一にかかる問題については小森常務のほうからごあいさつをいただきたいと思います。総括してお願ひします。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 東京電力のご紹介ありました小森でございます。

福島第一原子力発電所におきまして、放射性物質の外部への放出という重大な事故を引き起こしました。これによりまして皆様方に大変なご迷惑、ご心配、ご不安をおかけしておりますことにつきまして、改めまして心より深くおわび申し上げます。特に長年ご支援いただきておりました富岡町の皆様には地震、津波による被害に加えまして、発電所から放出されました放射性物質の影響によりまして、遠隔地へ避難を余儀なくされるなど精神面、肉体面に耐えがたいご苦労、ご不便をおかけし続けておりますことに関しまして本当に申しわけなく、重ねておわび申し上げる次第でございます。

さて、本日は福島第二、福島第一、あるいは賠償等につきまして東京電力からご説明の機会を賜りましてまことにありがとうございます。後ほど詳細につきましては担当よりご説明させていただきますが、福島第二につきましてはとにかく冷温停止をしっかりと続けていくということでございまして、緊急時の応急対策というものを実施してまいりまして、節目を迎えたので、国のはうにその状況について報告をして、今審査を受けている状況でございます。また、福島第一のはうにつきましては収束に向けた道筋の第2ステップ、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている状況をとにかくしっかりと前倒しで実現していくと、年内に達成すべく職員、協力企業一丸となって取り組んでいるところでございます。しかしながら、残念ながらちょっとおわび申し上げたい点がございますが、昨日は水処理装置の中の蒸発濃縮装置のふぐあいによりまして漏えい水が発生し、その一部が建屋外に出るというようなことがございました。直ちに応急処置は講じましたけれども、皆様方に大変ご心配をおかけしてまことに申しわけございませんでした。水処理そのものは昨日中に水そのものは処理をしておりましそ、本日はまた徹底的に原因の究明と対策を講じて、二度とこのようなことが起きないように取り組んでまいる所存でございます。

また、賠償につきましては後ほど話がございますけれども、請求書類分厚い、あるいはわかりにくい、また誠意が感じられないなどのおしゃかりを多分にいたしております。深く反省しております。こうした状況を踏まえまして書類の見直し、あるいは精神的損害に対する賠償額の見直し等を行っているところでございます。い

すれにしましても東京電力全体として今後も誠意を持って賠償に取り組んでまいりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思う次第でございます。

簡単でございますけれども、まずは私のほうからのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） それでは、早速付議事件に入ります。

まず、第1に東京電力第二原子力発電所の状況についてを議題といたしたいと思います。これは、副所長ですか。

では、設楽副所長、どうぞ。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 副所長の設楽でございます。よろしくお願ひします。

お手元に資料があるかと思いますが、福島第二原子力発電所の状況について、こちらのパワーポイントの資料を用いて説明させていただきます。

それでは、1ページめくっていただきまして、説明に入らせていただきます。1ページ目は、東北地方太平洋沖地震の状況が書いてあります。2011年3月11日、当日は赤の四角のところに書いてありますが、福島第二原子力発電所は1から4号機のすべて、全号機が定格熱出力で運転をしておりました。地震を受けまして、全号機が地震加速度大により自動停止をしております。地震加速度大の自動停止の設定値は1ページの一番下が書いてありますが、水平方向で135ガル、上下方向で100ガルでございまして、第二で観測された最大値は水平方向で277ガル、上下方向で305ガルといずれもこれを上回るものでございました。

2ページ目にまいります。こちらはその後津波を受けたわけでございますが、そのときの状況の写真でございます。写真の右下に撮影時刻が書いてあります。時系列的には左上、左下、右上となっております。およそ50分後の状況の写真でございます。一番左上の状況を見ていただきますと海のほうから津波が押し寄せてくるときの状況でございます。これは、1号機の南側の写真でございます。

左下にまいりまして、右上の写真でございます。このような状況に津波に見舞われております。赤丸の印は、それぞれ免震重要棟、廃棄物処理建屋、原子炉建屋、4番がタービン建屋と、こういう位置関係を示しております。3番の矢印のところ

にちょっと煙が見えておりますが、これは非常用ディーゼル発電機がこの段階で、この時点では起動をしたところでございます。しかしながら、津波によりまして電源、それから非常用電源が浸水いたしまして、この後直後に停止をしてしまったという状況でございます。

3ページ目にまいります。発電所の建屋の位置関係ということでございます。津波でございますが、想定津波は平成14年土木学会の津波評価技術に基づいて5.1から5.2メートルと想定しておりました。下の図でまいりますと5.2メートルというところに右下のほうに想定津波高さということで書いてありますが、当初はO. Pという小名浜を基準にした海拔のこれよりも下だったのですが、14年の段階でこれを上回るということで、5.2メートルまでに關しましては扉とかハッチの水密対策をしておったところですが、今回の津波は海面の持ち上がり、津波高さ最大ということで9.1メートルのものがございましたので、現実的にはこれに耐えることができません。この9.1メートルという津波高さでございましたので、その勢いによりまして実際にはずっと左のほうの免震重要棟のあたりまで行きまして、最大では浸水高として14.5メートルというところまで浸水をいたしております。

4ページ目に津波の浸水高と浸水域という上から見た写真で示しております。上が海になりますので、左側が北、右側が南という位置関係になります。先ほどご紹介させていただいた写真は、この右側の南側のところに矢印が書いてありますが、こちらをずっと津波が上ってきたときの状況でございます。この紫のところが実際津波が押し寄せてきたわけでございますが、さらに黄色の矢印のほうに回り込んでそれぞれの建屋に浸水をしております。済みません。この航空写真上ちょっと記号で書いてございますが、H x / Bと書いてある海水熱交換器建屋、これこれからご説明させていただきますが、こちらが水没して冷却機能等失うような状況になりました。

5ページにまいります。津波到達後のプラントの状況ということで、まず概要をそのページの上に書いてございます。地震直後におきましては安全停止、とまる、冷やす、閉じ込めるの3つの安全機能及び1回線以上の外部電源を正常に確保しつつ停止して、その後の低温停止に向けた操作を行っていたところでございますが、

津波の影響において1号機、2号機、4号機において冷やすの機能を喪失しております。下の図でまいりますと左側に原子炉建屋が書かれておりまして、まず操作的にはこの中でちょっと水色の線で書いてあるところ、こちらの原子炉建屋の中でいいますと右側の真ん中あたりに原子炉隔離時冷却系ポンプというものが書かれておりまして、これで水を給水しながら原子炉圧力容器から出ている蒸気というちょっとピンク色の線で書いてあるところでございます。こちらで蒸気を逃がしながらその建屋の下のほうの圧力抑制プールというところに蒸気を逃がして、こちらを、ここ プールを冷やすような作業をしておったところでございますが、これを冷やすために残留熱除去ポンプというものがございます。これでこここの水を回しまして、さらに建屋の右下のほうに帽子型のようなものがありますが、これが熱交換器をあらわしていくとして、この水、ここの熱交換器を右下の海水熱交換器建屋というところにある2種類のポンプ、残留熱除去冷却水系ポンプというもの、それと残留熱除去冷却海水系ポンプというもの、これでそれぞれ熱交換をしながら海に最終的に熱を逃がしてあげるという機能だったものでございますが、この海水熱交換器建屋が津波により浸水をいたしまして、1号、2号、4号機におきましてはこのポンプが使用不能になりました、冷やす機能を喪失したという状況になりました。

この状況をまとめて6ページに書いてございます。先ほど圧力抑制プールの温度を冷やすためにこういうことをしているということをご説明いたしましたが、これが100度Cを超えて冷やす機能になりました。まず、繰り返しになりますが、地震発生時はすべての機能が満足していて、津波到達時には1、2、4号機を冷やす機能を喪失したと。そういう状況にございましたので、まずは1系統のみ、3号機は幸いにも津波の影響少なくて、この機能が維持できておりましたので、まず1、2、4号機について1系統のみこの機能を復帰させようということでまずは復旧対策をいたしました。その結果として、右側の表で1、2、3、4号機、3月15日までに全号機の冷温停止を達成することができました。現在は1系統のみであった冷却系統をさらに復旧させまして、すべての分を満足できるような対策をとっているところでございます。

7ページにまいります。これらの状況をまとめた資料でございます。3月11日の

地震発生から今ご説明させていただいたような緊急事態応急対策、こういうことを取りまとめまして11月11日に国へこの状況を報告させていただいております。30日にはまたこの報告書の補正の報告書という形で提出させていただいております。この状況につきましてただいま国による評価をいただいているところでございますが、今後は国による評価をいただきましたらその後今仮設での復旧でございますので、今後本設設備としての冷温停止維持にかかる設備の復旧対策を提出して、それを確実に実施していくという段階に入っているこうとしている状況でございます。

8ページにまいります。今ご説明させていただいたことをこちらもまとめさせていただいております。緊急事態の応急対策の要求事項としましては、冷やす機能の信頼性を確保するために原子炉を冷やす機能、設備を2系統以上、それから使用済みの燃料プールを冷やす設備の復旧、それに復旧した原子炉を冷やすプールでございます残留熱除去系統に供給する非常用電源設備の復旧が必要となります。下の表を見ていただきますと、まず原子炉を冷やす設備というところが左から3つの欄にまとめて書かせていただいておりますが、残留熱除去のB系統というところがまず3月中に復旧いたしまして、続きまして原子炉冷却剤の浄化系統というところを7月までに復旧しております。この2号機の7月17日、これで全号機ここが2系統になりました、さらには使用済み燃料プール、電源のほうもこれに伴いまして復旧ができております、17日以降は全号機の要求事項を満たすような状態になりました。また、さらに残留熱除去系統につきましては1号機のA系統、11月17日。これが最後になりましたが、こちらも11月17日までにすべての号機で復旧。さらに、電源のほうもこのA系統につきましては1号機の11月17日に復旧いたしまして、こちらも満足できるような復旧ができたような状況になっております。

9ページにまいります。9ページは、これに加えて緊急安全対策の指示というものを経済産業省からいただいております。この内容は、津波により3つの機能、交流電源を供給するすべて設備の機能、それから海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備の機能及び使用済み燃料貯蔵層を冷却するすべての設備の機能、これを喪失したとしても炉心損傷及び使用済み燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ原子炉施設の冷却機能の回復を図るような緊急安全対策を講じなさ

いというものでございました。その中身を9ページ、10ページの1から6に記載させていただいております。

1番は、緊急点検の実施ということで、必要となる設備の緊急点検を実施しなさいということでございまして、これは設備の機能、それから外観点検を実施いたしました。

また、2番につきましては緊急時の対応計画の点検、それから訓練を実施しなさいというものでございまして、これも対応計画、マニュアルの整備、それから緊急時を測定した訓練を実施いたしました。

3番につきましては、こちらは設備関係になりますが、緊急時の電源確保、済みません。10ページになります。これは、福島第二原子力発電所内の電源が喪失し、緊急時の電源が確保できない場合に自動的に供給する代替電源の確保ということでございます。これにつきましては、全交流電源喪失時に原子炉へ注水するポンプ等に電力を供給するための手順、それからこれに必要となる電源車、それから写真ではケーブルの接続の様子を示しておりますが、こうした機器類の配備をいたしました。

続きまして4番でございますが、これは緊急時の最終的な除熱機能の確保ということでございまして、海水系施設、またはその機能が喪失した場合を想定した機能的な除熱機能の復旧対策の準備ということでございまして、その後記載しております原子炉への注水、冷却を確保するための手順、それから必要な資機材の配備、続きまして代替注水の水源の枯渇防止のための手順並びに消防車等による水源確保の手順の策定。写真には発電所に配備した消防車の写真を記載させていただいています。

それから、3つ目として全交流電源喪失時においても原子炉格納容器の減圧機能を確保するための手順の策定。こういった手順に基づいて、横の写真では弁駆動用の予備ボンベを設置する、こういった手配もしております。

5番目にまいります。緊急時の使用済み燃料貯蔵槽の冷却確保ということで、使用済み燃料プールにつきましても現状と同じように注水冷却を確保するために手順の策定、それから4番の内容とかぶりますが、必要な資機材の配備を実施いたしま

した。

6番につきましては、第二原子力発電所における構造等を踏まえ、当面必要となる対策の実施ということでございまして、安全上重要な設備が設置されている建屋の浸水防止策として築堤、それから土のう積みの実施をいたしております。下の写真に築堤の様子、扉への土のう積みの様子を掲載させていただいております。これは、先ほど上からの写真を見ていただきましたが、どのような津波が襲って、どういう形でどういう状況で浸水していったかということをもとに築堤、それから土のうを実施いたしました。

それから、構内道路等のアクセス性を確保するための重機類の配備ということで、津波による瓦れきが流されていろいろ作業に支障が出てきますので、重機類の配備をしております。

続きまして、11ページにまいります。11ページからは、参考資料的なものを記載させていただいております。まず、11ページはとめる、冷やす、閉じ込めるの状況をこういったことで確認しておるということでございます。まず、とめるでございます。左上の制御棒の位置で、この00というのが、済みません。ちょっと図が小さく申しわけありませんが、制御棒の全挿入をあらわしておりますが、こうしたことすべての制御棒が入って原子炉は未臨界の状態が維持されていると確認しております。

また、冷やすにつきましてはこちら1号機の原子炉水温の状況を示しておりますが、大体今も20度から30度の間で原子炉を冷却しております。

それから、閉じ込めるという状況でございます。こちら建屋の電圧等をきちっと維持して管理してございますが、モニタリングポストの状況を見ましても福島第一の影響によりまして5マイクロミリシーベルトパーアワーという超過しましたが、その後徐々に減衰していきまして、現時点ではこれを下回るような形になっております。とはいへ通常時に比べるとやはり若干高い値は示しておりますが、福島第二由来のものではないと、途中で放出等はないということを確認しております。

12ページ、13ページは、設備の状況の写真を載せております。12ページは、津波後の設備点検の結果、健全であった設備の代表的なものを掲載しております。13ペ

ージにまいりますが、こちらは津波直後に被災した設備がございますが、その後これまでに復旧しております。右の2つの写真は、補機冷却系ポンプ、それから残留熱除去冷却水系ポンプでございまして、津波を受けて藻等が絡んだり、それから不具合になったものが転倒したりしたものでございますが、こういったものを復旧しておりますし、右のモニタリングポストにつきましては損傷してしまいましたので、こういうものは復旧するようなことをこれまでやっております。

14ページは、現在までのプラントの状況をまとめたものでございます。主な点はご説明させていただきましたので、詳細な説明は割愛させていただきますが、参考としてまとめさせていただきました。

済みません。私のほうからの説明は以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 今第二の副所長、設楽さんの方から説明があったわけです。お願い申し上げたいのですが、実は議事録、録音関係で、不備な関係で対応していますので、できれば声を高くして、そして話し方をゆっくりやっていたかないと聴取できない点がございますので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、第二の説明が終わりました。質問を許します。ありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 一連の状況については、何点かの流れとしてはわかったのですが、若干お聞きしたいのですが、例えばサプレッションプールが100度になって、国から異常事態というようなことで指摘されたということですが、こういった状況のときは原子炉圧力容器の中の温度というのはどのくらい、通常は300度絡まりだと思うのですが、こういったときはどのくらいの温度になっていたのか。

あと、冷温停止という状況というのは東京電力では何度を指しているのか。私は六十何度からがそういうことかなと思っていたのですが、このデータを見ると50、かなり低い値で冷温停止というような状況となっていると思うのですが、東電が冷温停止というのはある程度このくらいの幅で冷温停止という温度は何度なのかを、この点をお聞きいたします。

以上、今のところ2点。

○議長（猪狩利衛君） 設楽さん。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） ただいまご質問ありましたまず原子炉温度でございますが、緊急事態になったときの温度は、マックスは今ご指摘いただきましたように運転時の温度でございまして、あとは圧力にこちらは依存して温度が変化いたします。ですので、圧力自体は上がっておりませんので、それを最高にして、その後は四百二、三十度ぐらいまでずっと冷やすような操作をいたしました。これがまず1つ目の答えということでおろしいでしょうか。

それから、2つ目の冷温停止でございますが、冷温停止は普通のこの気圧でといいますか、この状態で沸騰していない状態でございますので、定義的には100度以下ということになります。ただし、実際にはそういう状況で例えば点検中とか、普通はそういうときにやりますが、100度の状態ではそれなりに湯気も出ていて作業ができませんので、通常はご説明いただいたように40度であるとか、高くて40度ぐらいであるとか、通常やはりこちらでも維持していますのが30度程度、このような温度でキープしているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） そうすると、現在は4基とも冷温停止状況だというふうに認識していいわけですね。先般いわき市長が第二原発の4号機についての使用済み燃料を含めて早く移動していただきたいと、県のほうに対してかな。要請があったと思うのですが、今後我々も結局使用済み燃料がいろいろな悪さをする状況というのが明らかになったわけです。そういう点からして、いつまでもやっぱり使用済み燃料等が第二原発にあるということは、今後いかなる地震とかに対応するにもかなり不安材料であるということを考えます。そういう点から東京電力として、これら4号機の原発の使用済み燃料等についての、どこに搬送するかはとりあえずは六ヶ所等になると思うのですが、そういう計画が練られているのかどうか、その辺お聞きします。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） ただいまご質問の

ありました原子炉の使用済み燃料の件でございますが、繰り返しになりますが、現時点では十分冷えて冷温停止がなってございますので、非常に安定した状態になっております。それから、この燃料を移動するかどうかに関しましては移動する設備の点検等もこれもございますので、こういったことを加味して検討していきたいと考えております。まさに今国の冷温停止にかかる評価をいただいているところでございますので、その評価をいただきましたら本設設備の復旧という中でこれをどうするか、どうやって復旧していくのがいいか、どうやってそれを回復していくのがいいかということを、リスクが少ないかということを含めましてご意見もいただいておりますので、十分検討していきたいと思っております。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） 今復旧という話出ましたけれども、どういう意味での復旧なのかどうか。これは、県もみんな10基の原発の廃炉を求めているわけです。まだ東京電力としての正式なコメントというのではない状況になっていると思うのですが、そういった点での部分については、きょうそういうことで小森さんあたりからのそういうところできちっと明確にみんな廃炉ですよという、そういうことがなかなか言いづらいのだと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 小森副本部長。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 県も含めてそういう議論があることは重々承知しております。ただし、この春先からの我々のまず第一番にあるということは福島第一のまず事故の収束を一日も早く進めていくと、簡単には収束というのはありませんで、安定化というところにまずはなりますけれども、そういうことをまず進めていくということでございまして、福島第二につきまして今この時点でどういう方向だということについてはまだ決めているということではございません。ただし、燃料がございますし、設備がございますので、それぞれの地震対策も含めて今状況をより確実なものにしておくと、そういう意味合いでの仮設備を復旧するということを先ほど設楽は申し上げたのですが、そこに万全を期すことはもちろん福島第二ではやっておりますが、その先のところにつきましてはまだ会社としても意思決定ができているという状況ではございません。た

だし、皆様方の地域、あるいは県も含めました皆様方のいろんなご意見についてはしっかりと受けとめた上で判断していくということになろうかと思います。よろしくご理解お願いします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

15番、三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） 私は、ある本で読んだのですけれども、東京電力の中に原子力管理部というのあるらしいですね。その中では部の中で防波堤を高さ12メートルで長さ1キロのものを第一原発、第二原発につくってはどうかという内部での話があったらしいのです。ところが、そのときの部長が吉田昌郎さんなのです。彼がそれを受け部の中をまとめて、それで常務会とか、それから副社長会とかというふうに段階的に上に上げていってつくっていけばこんな問題起きなかつたと思うのです。その話を吉田昌郎さんが自分の懐で温めて、常務会にも持つていかない、副社長会にも持つていかないということでこういう大惨事になったのだということが1つと、それから第一原発も第二原発も事務本管は高台にあります。その高台に非常用の電源を各炉に2台ずつ高台に置けばこれほどまで大きい問題にならなかつたろうというので、私は考えるにそういう弱さがあったのかなと。確かに1,000年に1回の大地震だと言われますけれども、それに対しての対応もやっぱり悪かったのではないかと、そんなふうに、それ雑誌に出ていますから、今私が言った話は。だから、もう少し東電というのは非常に厳しい内容のいい会社だったのですけれどもそういう1人の人間、部長の裁量でそれをやらなかつたと。そんなの高さ12メートルの1キロなんていひたって、第一原発、第二原発に2カ所つくつたって200億円ぐらいで済むでしょう。それをやらないで、これ本当に風評被害なんか含めると何十兆円です、損害は。だから、私はもっと厳しく内部で徹底した横の連携とか縦の連携とかというものをしっかりとやらないとこういう結果になったのだろうなと、こういうことで、私は最初菅直人総理が吉田所長を怒り、しかつたというときに私は何を言っているのだと。こんなに一生懸命やっている、死に物狂いでやっている吉田社長をしかるなんてとんでもないと私は思ったのです。ところが、実際本を読んでみるとそういうことが書いてあるのです。ただ、私救われたのは石崎所長も知つ

ているように免震重要棟を去年完成していて、それで大分職員の方、あるいは現場の作業員の方が救われたなということで、これは私は成功だったのかなと、こんなふうに思います。ですから、今後は東電の方々はみんな優秀な方なのですから、こういう内部での横の連携、縦の連携をきちっとやっていただきたいなと、こんなふうにお願いをしておきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君）　これは、第二だけの問題でありませんので、小森常務、お願いします。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君）　ご意見、ご要望というふうに承っておりますが、ちょっと事実も含めて申し上げさせていただきたいと思いますが、12メートルの堤防の1キロという話はちょっと私自身も承知をしておりません。そういう議論があったかどうかということ。あと、社内の事故調査の中間報告は出してありますし、まだ最終ではございませんし、今後も社内の調査は続くと思いますが、現時点で堤防をつくるというような話というのはちょっと私も聞いてはいないというところでございます。事実関係についてはちょっとわからないところがあるというような、わからないというのは今の話の中でも確認ができていないところはあろうかと思います。

あと、高台の非常用ディーゼルというのは、今いろんな福島第二も含めましての緊急時の対策の中では第一の反省としてそういうことをやっていくということでございます。いろいろと経緯等、あるいはどういう設計分析するかという議論は今後も津波の高さの妥当性も含めて検証していきたいと思いますが、東京電力の津波の高さの経緯というのは先ほど第二、第一とも平成14年の時点では土木学会の指針に基づいて判断をし、その後の知見についても調査検討していたということでありますが、残念ながら今回の大きな津波によって、今の検討ありきでは及ばなかったところがあったという点で皆様方に結果としてのご迷惑をおかけすることに関してはまことに申しわけなく思っております。

社内の組織のあり方、あるいは横の連携、ここにつきましては我々も不祥事以来いろいろな取り組みをしてきておるわけでございますが、今いただきましたご意見も含めまして今回の事故の件も含めてさらに反省すべき点はしっかりと対策を打つ

ていくということが肝要だと思います。ただ、今の状況はまずは福島第一の事故をとにかく早く収束させようということで、なかなか一遍には物事は進まないということは申しわけないところでございますが、そういう心意気で反省はしっかりとしていくということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 3点ほど。

まず、4ページで正面からはこれ水は、津波は全然オーバーしてこなかったというふうに見ていいのですよね。回ってきたということですね、黄色いところから。そこをちょっと説明ください。14.5メートルでも正面からは上がってこなかったというのを。

それから、第2点は7ページで、この表の中で11日の地震で真水の供給がとまった話をちょっとお聞かせいただきたいというのと、電源喪失と真水の供給停止との因果関係というかで、我々もすごく心配していたのですが、第一と第二も真水がなくてというふうなことで、第二はどんな経緯で真水が手に入って、真水をいつから投入したのかについてもお聞かせいただきたい。

それから、8ページで先ほどから出ています仮復旧と本復旧なのですが、地震での内部の写真、初めてここで見ました。今まで一回も内部の写真が出てきていないので、地震後津波前の。実際正直なところ、地震ではどのレベルの影響を受けて、津波での影響との差というのですか。例えば今までの報道ですと全然地震では問題なかったようなイメージしかなかったのですが、その辺の話を正直にお聞かせいただきたい。

それから、仮復旧と本復旧というのは、今は仮復旧の状況だと言っているのですが、仮復旧とはどんな形でやられて、本復旧というのはどんな形でやられるのかちょっとその辺も説明いただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 説明させていただきます。

まず、4ページ目のご質問でございますが、まさに今ご質問の中でもお聞きいた

だきましたように紫のところから上がってき、黄色いところは裏のほうから回つていったという状況でございます。

それと、14.5メートルといいますのは津波の勢いでそのまま水がかけ上っていった高さでございますので、実際には回り込まなかったところには影響は出ておりません。ただ、これ見ていただきますとかなり1号機から4号機のほうまで回り込んでおりますので、それぞれの建屋の中が多かれ少なかれ浸水したということは実態でございました。その結果として、1号機以外に関しましては電源が使えなくなるとか、そういうことはありましたけれども、大きな損傷はこちらはございませんでした。

それから、2点目でございますが、7ページ目の11日のときの状況でございます。電源と水の供給でございますが、福島第二に關しましては外部電源というものが1基ございまして、それから水が途絶えましたが、発電所の構内にいろんなタンクがございます。こちらに水をためてございます。ですので、補給水系というポンプがあるのですが、そのポンプを使いまして実際には原子炉につき、または燃料プールに、原子炉ですね。原子炉に水を注入しながら冷やしていた。そういうことをする間に現実的に冷却機能を復旧させることによって冷やしていったということでありました。確かに当時の状況におきましては水が非常に貴重でございましたので、どういうタイミングで使うか、断続的に使いながらいつの段階でそれを注入してやるか、そういうことを考えながらやったということが実態でございます。限りがあった水を有効に使ったというのが当時の状況でございました。

それから、8ページ目でご質問ございました仮設備、本設備でございますが、仮の設備といいますのは本設で生きている設備から、それから冷温停止に必要になるポンプのところに電源を仮設ケーブルで引いたり、それからそういった電源そのものも仮設のものを持ってきたりして復旧しているということでございます。それから、8ページ目のところにも少し数値などが載ってございますが、完全に復旧できていないものに關しましてはほかの生きているところから電源を持ってくるような形で復旧させているというようなことをしております。本格復旧といいますのは、そういった仮設ケーブルであるとか、仮設電源であるとかいうのを本来発電所で持

っている設備、これを復旧させてきちんととどおりの、安定的な冷温停止に係るものでございますが、こういった設備を復旧させるというものでございます。

それから、最後に実際に地震ではどうだったのかというご質問でございますが、そういう意味では例えば格納容器の中も4号機しか見てきておりませんので、実際にすべての状況我々も把握できているわけでございません。また、タービン設備などにつきましてもようやく4号機に着手した状態でございますので、柏崎などでも、それからほかの原子力発電所などにおいてもそういったタービン施設の状況というものが損傷受けているものもございまして、福島第二の状況がどうだったかということを完全にまだ把握できているわけではございませんが、いわゆる安全上重要な設備というものに関しては被害を受けておりません。ただし、細かい設備でございますサポートであるとか、電源であるとか、そういうところは地震の結果故障したと思われるものが幾つか最近の状況でも出てきているような状況でございます。こちらにつきましては申しわけございません。また点検が済んだときの状況でご説明させていただくことになろうかと思いますが、現時点では安全上重要な設備に関しては機能的には地震では大丈夫だったと我々は思っています。また、点検が済んだ段階で普通に運転に供する設備がどうであったかということに関してはご説明をさせていただく機会があれば説明させていただきたいと思います。

済みません。以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 真水と海水の話は、第一の状況をいろいろ見たり聞いたりしていて、第二からは情報出てこないものですから、心配していたのですが、いろんな耳に入ってくる話はやっぱり真水がなくてすごく心配な時期があったと。結果的には中で建設時代の経験者がいて、所長なんかもそうなのでしょうけれども、木戸川の建設時のパイプのバルブを調べに行ったらまたまあいて水が供給できたという話まで聞こえてくるので、その辺の話をやっぱり正直に聞かせていただきたいのです。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 実際に冷温停止の

ときに使ったのは先ほど説明させていただいたとおりなのでございますが、確かにその後の復旧におきましては木戸川のところからどのように復旧するかということをいろいろ検討しながら、まずそういったラインが生きているかどうかということも含めて実態としては復旧していったということが事実でございます。済みません。そういう意味ではまだ完全な復旧工事自体もこれからでございますけれども、おっしゃるような形で水の供給を生かしていった。また、足りないときは水 자체を運ぶことも検討していたということが事実でございます。確かに言葉で説明すると迫力もそのときの緊迫感も伝わらないでございますが、そういういろいろな手立てを考えながら今ご質問いただいたようなところも復旧の計画を検討していったということは事実でございます。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今回の第一原発の重大な事故で、第一の4号機は実際とまっていたわけですが、使用済み燃料プールからああいう事故が起きたということは私も実際それほどの事故起きるとは私は思わなかったのです。

それで、今第二原発もかなり大変な時期があったと思うのですが、今冷温停止しているという状況の中で使用済み燃料プールの中に入っている使用済み燃料、今すぐ出せる燃料棒が何本あって、まだ出せないほうが何本あるか、それわかれれば教えてください。すぐ出せる状況になっている燃料棒が建屋の設備が復旧次第順次出さないとまた重大事故につながる可能性は出てきます。そういう部分でその数字をちょっとお教えいただければ。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 使用済み燃料プールの中には前から取り出していたもの、それから最近取り出した燃料があるわけでございまして、これまで計画的にその搬出をしてきたわけでございますが、今回の場合は受け入れ側との状況がありますので、一概に済みません。現時点で今何本がすぐに出せるとか、どれくらい待たなければいけないのかをご回答できないような状況でございます。済みません。そういう意味では今はきちんと管理でき

るような形で発電所の中にとどめているということでしか、ちょっと済みません。ご回答できない状況であります。申しわけございません。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 済みません。もし質問のご意図が船の段取りとかそういうことではなくて、燃料の健全性がどうかというご質問でありましたら原子炉にある燃料、それから使用済み燃料、プールにある燃料ともに健全であると、福島第二のほうです。と思っております。

その理由は水のサンプリングと、そういったことによって中にヨウ素が出ていたり、セシウムが出たりというようなことではないという通常の水質の状況だということを確認しているということと、構造的にも目視で見て何か倒れているとか、そういうことではないということで、いつ本当に搬出するかどうかという段取りの話はちょっと、燃料としては健全であろうというふうに推測しています。もちろん原子炉側にある燃料についてはまだ目で見ているわけではありませんが、炉水のサンプリングはしております。今までの経験の中での範囲でちゃんと安定しておるというふうに思っております。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 詳しい説明ありがとうございます。確かに搬出する場合には受け入れ先の問題もありますけれども、それはもう今国策でやって、いろいろやっていると思いますが、受け入れ側云々関係なしに今出せる燃料棒が何本あって、完全にもう眠った状態になって、それでまだ炉の中にも入っているし、そういう燃料、使用済み燃料プールに出てきても1年とか2年は出さないと思うので、そういう燃料が何本あるか、その区分けを知りたかった。といいますのは、やっぱり本来であれば使用済み燃料がもう完全に眠った状態になって、表に取り出せるようになれば中間貯蔵施設なり最終処分場に即移動していくのが本来の姿だと思うのです。それが今回できなかつたということで第一の4号機があれだけの重大な事故につながっているわけですから、炉はとまっていたのでしょうかから。そうすると、炉がとまっていても、燃料プールがある限りはそういう可能性もなきにしもあらずだということで今お聞きしたのです。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 済みません。すべてにお答えできるわけでございませんが、今お答えできることだけでも答えさせていただきます。

福島第二の使用済み燃料、プールに保管されている燃料につきましては、1号機で1,570体に、それから200体ぐらいの新燃料があります。全容量は2,660ほどためられますが、今1号機はそういう状況でございます。2号機は、使用済み燃料が1,638体、3号機につきましては1,596体、4号機につきましては1,672体それぞれ保管されているような状況でございます。先ほど小森のほうからも説明がありましたが、これらの燃料につきましては健全であるとプールの水のサンプリング等から判断しております。済みません。先ほど1号機だけ新燃料の保管の本数申しましたが、それぞれ補足させていただきますと2号機については新燃料が80体、3号機が184体、4号機が80体でございます。こちらは新燃料でございますので、熱そのものは出でていないのでございますが、以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） いずれにしても燃料プールそのものがもう70%前後の量が入っているのですね。こういう状況で、まさに第一の4号機がああいう問題起こしていますので、やっぱり事業者側からも国に強く要請して中間貯蔵施設、最終処分場を早く決定しないことにはまた同じ事故につながるという可能性大ですので、ぜひその辺事業者側からも強く要請していただきたいと思います。要望しておきます。

終わります。

○議長（猪狩利衛君） 要望だそうですから、答弁は結構です。

ほかにありませんか。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 10ページの（6）なのですが、この扉への土のう積んだのとか、それから築堤等々についてこういった写真に載っているわけですが、この築堤についてはどういうもので、土のうで施しているのか、それともコンクリートで施しているのか、そういう詳しいところを教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） こちらは築堤に関しましてはまさに大きい土のうです。こういったものを積み上げることによって、津波の流出を防ぐような形で積んでいるような状況です。土のう5キロのを積んでいるような状況であります。土のうとここで分けて書いたのは、これはちょっと下の写真にもありますが、扉へのもう少し小さいもので、ドア等を防ぐようなものもしたという、済みません。説明が紛らわしくて申しわけございませんでした。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） それでは、築堤という部分については500キロ詰めみたいなフレコンバッグに積んでいるということですか。

それから、扉への土のう積みというのは、これ土のうでしょうから、いっぱい入れても40キロぐらいのものですよね。そういうふうに理解していいのかどうか確認します。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） 済みません。一つ一つの重さの詳細までちょっと覚えてございませんが、まさにご質問いただいたとおり築堤のほうは大きい土のう、それから扉のほうは小さい土のうなのですが、そういうものでしているような状況です。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） これ扉の中の土のう等については扉が閉まっているわけだから、何といっても築堤の部分のこれが今回と同じような同等の津波が来たときに耐え得る強度があるのかどうかということが、やったはいいが、また津波来たら全部流されてしまったというようなことでは結果的にはやったことにならないですから、この辺についての強度等についてはもう試験してあるのかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 設楽副所長。

○東京電力（株）福島第二原子力発電所副所長（設楽 親君） こちらの積み方に関しましては、幾重にも下のほうから積んでいったわけでございますが、津波の高

さを想定いたしまして実際に受けたもの、福島第二の場合ですと15メートルぐらいであります、そちらを考慮してつくって、そういう状況でも耐え得るような形でつくっておりまます。また、アクセス道路ということも確保しておりますので、そこからの10メートル部分に関しましても一応評価でございますが、計算でございますが、ある程度回り込んでくることも考慮して建屋の中には入らないということは一応評価、計算をしているような状況でございます。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） なければ第二を終わります。

第一の関連につきまして説明を求めます。

それでは、福島地域支援室副室長、林幹夫さんにお願いします。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） それでは、福島地域支援室の林からご説明させていただきます。

福島第一発電所の状況についてでございます。まず、1ページ目でございますが、設備の状況、現在の状況を取りまとめて表にしてあるものでございます。福島第一は、1号機から6号機までございますが、1号機から3号機までが既にご承知のとおり炉心の損傷を起こしているところでございます。1号機から3号機につきまして、原子炉につきましては循環注水冷却と、これにつきましては後ほどご説明させていただきますが、という冷却をしておりまして、現在は淡水の注水をしております。そして、窒素ガス封入ということでは原子炉の格納容器に窒素ガスを封入しております、水素爆発の再び起こらないように環境を整えておりますとともに、先週より原子炉格納容器に継きまして原子炉圧力容器の中にも窒素ガスを封入してございます。そして、使用済み燃料プールにつきましては循環冷却というものを継続して行っておりまして、現在は塩分の除去を順次行っておるところでございます。プールの冷却も安定的に30度前後でございます。

そして、1号機から3号機の閉じ込めるという機能につきましては、滞留水の処理を継続的に行いまして、循環注水冷却につなげているということと、1号機につきましては建屋カバーの設置が既に終了しております。そして、2号機につきまし

ても格納容器のガスの管理システムというものの設置が終わっているということです。4号機につきましては定期検査中でございまして、建物の爆発というようなことはございましたが、燃料に異常はないという状況が確認できてるところでございます。5号機と6号機につきましては、福島第二と同様に冷温停止中ということでございます。

次のシートのほうにお願いいたします。2ページ目でございますが、下にはステップ2の目標でございます放射性物質の大幅な抑制ということにつきましてでございますが、この縦棒のグラフがございますとおり事故当初は800兆ベクレル毎時という放射性物質の放出をしてしまいましたが、現在11月中旬の評価では、これは計算だけではなく、実測も含めて評価した結果でございますが、0.6億ベクレル毎時という放射性物質の放出状況でございます。事故当初と比べまして1,300万分の1ということでございます。0.6億ベクレルといいますと非常に大きな数字ということでございますが、ベクレルの単位が小さいということでございまして、この放出量は大分抑えられているということでございます。これによる敷地境界の被曝線量は最大で年間0.1ミリシーベルトというふうに評価してございますが、既に爆発して3月、4月時点で放出してしまっている放射性物質の影響を除いての評価でございますが、0.1ミリシーベルト年間というものでございます。

なお、法令で定める線量限度というものは年間で1ミリシーベルトでございます。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。こちらは事故収束に向けたロードマップでございますが、ステップ1、ステップ2、中期的課題と右のほうに展開しておりますが、現在はステップ2の最終段階にございます。たくさんの課題がございまして、小さな文字で大変恐縮でございますが、ステップ2の枠の右端が緑色に塗りつぶしておるところは目標達成ということでございまして、まだ青で塗りつぶしておるところは完全な達成には至っていないというところでございます。まずは冷温停止の状態は、その条件として100度以下であるということ、それから放射性物質が大幅に抑制されているということでございますが、このような状況を現在国の方にお示しして、完全な冷温停止ということが言えるかどうかというご判断をいただいているところでございます。このロードマップの一番下のステップの

2の一番下のところに少し記載させていただいておりますが、中期的安全確保の考え方というものの提出をさせていただいて、今後の評価をいただいているところでございます。これについても後ほど触れさせていただきます。

続きまして、4ページをお願いします。課題の中の主なところについてここでご説明させていただきますが、まずは原子炉の冷却ということでございます。原子炉の冷却につきましては、こちらにグラフを2つ載せておりますけれども、上の段のグラフは原子炉圧力容器の底部の温度でございます。下の段はそれぞれの容器の注水量でございます。注水量を増加させることによりまして、そして注水ラインの改善ということも行ったことによりまして原子炉の冷却は順調に進みまして、現在1号機、2号機、3号機は100度以下で安定しております。グラフの右のほうに昨日現在の各号機の温度が示してございますが、1号機で45度、2号機、3号機は70度程度ということでございます。これに加えまして、格納容器内の温度もすべて100度以下で安定しているという状況でございます。

上の説明の上から3つ目のぼつでございますけれども、原子炉の圧力容器底部及び格納容器底部に落下したと想定されます燃料のいずれもおおむね水に接する状態で冷却されているということで、100度以上の時点では注水した水がすぐに沸騰するという状況でございましたが、100度を割ったことによりまして温水の状態で冷却が行えているということでございます。これによります水蒸気の発生量を大幅に抑えることにつながったというものでございます。

それから、先般も新聞等でご確認いただいていると思いますが、格納容器のほうに落下している燃料の量、これは1号機につきましては大分多くの燃料が格納容器のほうに落下しているというふうに推定しておりますが、これにつきましても格納容器内でとどまっておりまして、そのさらに下に落ちるということではございませんということを今想定してございます。

続きまして、シート5をお願いいたします。滞留水の抑制でございますが、循環注水冷却というものの構図でございます。原子炉建屋、図の左側の原子炉圧力容器、それからそれを覆う格納容器とそれぞれ圧力容器も格納容器も漏えい箇所がございまして、注水した淡水、当初は海水を注水しておりましたが、淡水に切りかえて後

も注水した水が建屋に流れ出るということで、一時は海にまで流れ出たというような事態がございましたが、海への流出は抑えておりますが、建物の中にたまつた滯留水、およそ10万立米、1号機から4号機まででございますが、これを集中廃棄物処理建屋というところに集めまして水処理を行つてはいる。水処理施設の概要が上のほうに枠で囲つておるところでございますが、建物の中にあふれ出た水でございますので、油分、それから当然放射性物質、それから海水を注水したことによる塩分とそれを除去する装置でございます。この水処理施設の中にはこの枠の中に一番左のほうに淡水化装置1、これが括弧で逆浸透膜方式というものと淡水化装置2、蒸発式と2種類ございますが、昨日からお騒がせをしております水が漏れてしまつたという設備はこの淡水化装置2というものでございます。蒸発式の塩分除去装置に恐らく供給している水と同等の放射性物質の量でございますので、これが漏れ出たというふうに想定されますが、詳しくはこれから原因を究明させていただき、対策を講じるということでございます。放射性物質と塩分を取り除いた淡水になつたものをタンクにためまして、これを再び注水するという工程をしておりますが、現在はこの水処理装置の運転が順調にと、先ほどのトラブルもございましたけれども、順調にそれが進んでいるということでおざいます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。水処理の処理量、それから建物にたまつている水の量を保管しておりますが、このグラフは2号機と3号機のタービン建屋のたまり水の滞留水の水位を、レベルを示しているものでございます。水位が4,000ミリということになりますと、この施設の設置している、海拔4メートルという地面に設置してございますが、これを超えますと海のほうにあふれ出るという可能性が出てきますので、この4,000ミリに至らないようにということで目標を掲げておるものでございます。それに対しまして現在は3,000ミリということで、1メートルの余裕があるということでございます。原子炉に注水している水の量20立米ほどございますけれども、二十数立米ございますが、これを上回る量の水の処理ということ、それから地下水から流入してくる水の量と、それから台風だと大雨で建屋の開口部から浸入してくる水を考慮しても、1メートルの余裕があればあふれ出ることはないというレベルでございます。

続きまして、シート7、地下水の抑制ということで、さらに海洋に放射性物質を流出させるということがないように遮水壁を設置する予定でございまして、図の右側にございますように海側の護岸の外側、これにつきまして遮水壁を設置してまいります。およそ2年ほどかかるのではないかというふうに考えておりますが、そちらのほうも順次進めてまいります。

続きまして、シートの8をお願いいたします。滞留水、それから大気、土壤の抑制ということで、放射性物質の飛散抑制対策についてご紹介させていただきますが、写真のほうをごらんいただきたいと思いますが、写真の左側の上の段は1号機の原子炉建屋カバーの状況でございます。そして、その下の写真につきましては放射性物質の飛散防止剤を塗布している状況でございます。さらに、真ん中の上の段は海水循環型浄化装置と申しまして、発電所の港湾、出水側の港湾に流出させてしまった放射性物質を取り除くために、このタンクの中にはゼオライトが投入されておりまして、これで循環して発電所の港湾の放射性物質の除去をやっているという状況でございます。写真の右は、上の段と下の段で比較していただきますとわかりますように瓦れきの撤去状況でございまして、瓦れきの撤去も大分進んできてるという状況でございます。

続きまして、シート9をお願いいたします。中期的安全確保の考え方ということで、これをお示しするとこのように数多くの課題がございますが、その目標とするところは柱の黄色く塗りつぶしてあります黄色い柱の左上にありますけれども、放射性物質の放出抑制、管理、それから崩壊熱の適切な除去、冷却ということでございます。また、臨界の防止、そして水素爆発の防止と、これが中長期的と申しますか、今後起こらないように安定的にそのような目標が達成できるような設備運営が必要でございますので、それについて課題がこの図の中に散りばめてございますけれども、柱の中をグレーに、灰色に塗りつぶされている部分は特にステップ2の完了にかかわる重要な課題でございまして、このグレーで塗りつぶした部分につきましては既に国のほうに中期的な取り組みの運営について報告書を出しておりまして、この内容のご審議をいただいておるところでございます。白抜きになっておるところはこれから報告させていただきますが、間もなく近々報告に至るということ

ろでございます。

続きまして、シート10をお願いいたします。今私が口頭で述べたことが黄色枠の中に記載してございまして、既に中期的な安全確保の一部につきましては保安院さんのほうに報告済みでございます。そして、この写真にあるように自然エネルギー庁、原子力安全・保安院等の現場確認ということをしていただいたときの写真でございます。

そして、シート11をお願いいたします。こちらはモニタリングデータでございます。福島第一原子力発電所敷地周辺のモニタリングデータを左側の地図の中に当てはめてございますが、赤い数値が12月2日9時時点のマイクロシーベルトの数値でございます。敷地の南側、高いほうがございまして、93、68というところございますが、敷地の西側の敷地周辺境界の正門、あるいは西門といったところの経時変化これについて右側のグラフに示しておりますが、事故当初1万マイクロシーベルトを超えたこともございましたが、その後ずっと下がってまいりまして現在横ばいと。10マイクロシーベルトちょっとのところで現在とまっていると。新たな追加の放射性物質の放出、現在も少し出ておりますけれども、これがさらに敷地の境界に積もっているということではございませんで、爆発当初放出して降り積もったものの影響がまだ残っているということでございまして、これを取り除くと、除染ということを行わないとこの線量は下がってこないということで除染につきましては今後の重要な課題というふうに認識してございます。

続きまして、最後の14ページでございますが、富岡町を中心として7カ所、これはずっと継続してモニタリングをしておる数値でございますが、これ文部科学省のホームページで確認できるものでございますけれども、富岡の地の代表ポイントにつきましてはこのような数値でございまして、10マイクロシーベルトを超えるものにつきましてはこの半年間の間に大体3分の2ぐらいに下がってまいりましたが、5マイクロシーベルト前後のところはほぼ横ばいというような状況でございます。これらについても除染を適切に行っていくことが今後の課題であるというふうなことがあります。

以上、簡単ではございますが、福島第一の状況についてご説明させていただきま

した。ありがとうございました。

○議長（猪狩利衛君） 第一関係、さらには事故関係でそのほか説明ありますればお受けしたいのですが、ありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） ないものとします。

それでは、質疑を承ります。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 1つは、1から3号機まで言えるのが100度以下になって冷温停止状態になったと言っていますけれども、ほとんどの溶けた燃料が格納容器の中にはないわけです。その温度が100度以下になっているというのは余り意味がないのではないかと思うのですけれども、逆にその下に落ちた燃料の周辺でどの程度の温度があって、水蒸気の発生がどんなふうになっているのか、なかなかこれマスコミでも聞こえてこない話なのですけれども、その点が1点と、もう一つは……まあいいです。とりあえずそのこと聞きます。

○議長（猪狩利衛君） 林副室長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） ただいまのご質問でございますけれども、原子炉の損傷した燃料が格納容器に落ちていると、格納容器にたくさん落ちているのは1号機というふうに考えておりますけれども、格納容器内の温度も確認してございます。格納容器内の温度も原子炉の圧力容器の下部とほぼ同程度でございまして、100度を割っているということでございます。したがいまして、損傷して一部の炉心は圧力容器の底から格納容器の底部に落ちているというのもございますということでございますが、それについても冷却ができているということは確認しております。格納容器の中のすべての温度が100度を割って、安定しているという状況でございます。これにつきましては、毎日プレス説明ということで、この温度の関係のデータも含め、水処理もそうですけれども、パラメータの状況というのはプレス報告をしております。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 今のマスコミの関係でも格納容器ではなくて、圧力容器のほうの底部の温度ということはよく公表されるのですけれども、今説明いただいた部分の温度というのは私が見落としているのかわかりませんけれども、ちょっと見えなかつたような気がするので、お尋ねしたのですけれども、それではもう一点、今の汚染水の処理ですけれども、これ実際に循環冷却ですから、水の量としてはそんなに必要ないかと思うのですけれども、地下水の流水とか何かほかの事情があるらしいのですけれども、その辺の水のバランスと、それから処理している水の量がふえているのかどうか、その辺の状況を教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 林副室長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） ご説明が足りなくて申しわけございませんでした。処理水の量でございますが、注水が二十数立米、トータルでございますけれども、処理水の量は50立米から60立米で処理できてございますので、処理量のほうは順調に進んでおるということでございます。ただ、滞留水の総量がなかなか減ってこないというのが実態でございますが、それが2号機と3号機のタービン建屋の水量をお示しましたとおり安定して処理は進んでございますので、今後それが増加してあふれてしまうというようなことがないようにやっているというところでございます。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） ですから、水がタービン建屋とかにふえているのかどうかと、結局まざってしまえば汚染水になるわけですよね、例えば地下水がまざったとしても。ふえているのかどうか、その辺のバランスと、もう一つは処理した水のほうが恐らく多いと思うのです。それがですから、どんどんタンクふやしてためていくのかどうか、その辺詳しく知りたいのです。

○議長（猪狩利衛君） 林副室長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 詳細なデータちょっと持ってこなかつたのですけれども、処理水はシート6のほうにございまして、累計の処理量は16万トン、貯留している水の量……

[何事か言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） 12番。

○12番（塚野芳美君） 細かい数字はいいですから、たまっているもの、汚染水がどんどんふえているのかということと、処理した水は逆にふえているのではないかと思うのですけれども、それはタンクをふやしてまた確保していくのですかと。数値的なものは結構ですから。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） わかりました。

たまっている水の量は少し減りました。12万立米ぐらいだったのが今10万立米弱でございまして、それがどんどんふえてくるという状況ではございません。もしうえるようなことがありますれば、それをタンクを用意してということでございますが、今のところ緊急でタンクの増設が必要だというようなところではございません

あと、水処理の仕組み、敷地を大きく使って引き回してございますけれども、これをやっぱりコンパクトにしていきたいというふうに考えておりまして、ゆっくりでございますが、水の総量としては減ってきている状況でございます。数値的なものは省かせていただきますが、少しずつではございますけれども、減ってきてているという状況でございます。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） まず、1号機については建屋のカバーが完成した状況になりますが、これからあと4号機までですか、そういったカバーの設置はあるのかどうか。そういう事実を今のところ聞かないのですけれども、これも放射能を出さないという観点からすればやはりやっていただきたい状況だと思うのですが、それはやるのかやらないのかどうか、その関係がどうなっているのかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、さっきの放射線のMPの関係のデータからするとかなり低いという状況ですが、富岡町、大熊町周辺はあってみてもそういったレベルではないというふうに思いますが、これ本当にこういったデータであればなぜ周辺がそれ以上に高いのか、そこら辺の説明がちょっとつかないのでないかなと思うのですが、その辺

についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 関先生の2点について私のほうからちょっと補足させて、補足というか、回答させていただきたいと思います。

カバーの件につきましては、お手元の3ページ、表をごらんいただければと思いますが、左側のほうで抑制の5、大気、土壌というのがございまして、右のほうをずっと見ていただきますとステップ2のところでは原子炉建屋カバーの設置1号機、これは終了いたしました。それから、その下に瓦れき撤去3、4号機原子炉建屋上部、これは現在進行形でございます。その右にいきますと中期的課題3年程度、ここに瓦れきの撤去がまだ続りますが、カバーの設置3、4号機ということでございます。これは、写真等でもごらんいただいているかと思いますが、3、4号機の原子炉建屋の破損は結構ひどくて、瓦れきの撤去をしないといきなりカバーをかけるとそれが崩れて、またカバーが破れるというふうな懸念もございますので、まず原子炉建屋の上部のかなり損壊した部分を今遠隔クレーンだとかを使って撤去中でございます。それを撤去してカバーをかけるということを考えてございます。詳細の検討は今も継続中でありますけれども、カバーを設置するという方針で進んでございます。なるべくこれも早く、先生のお話のとおり早くしていきたいということと、それから使用済み燃料、プールの燃料もある目標で取り出していくということが中長期的な課題でございますので、カバーをかけることと燃料を取り出すというのをどういう算段にすればいいか。要するに天井クレーンというのが今やもう3号機、4号機はつぶれてしまっていますので、そういう重機類をどう組み合わせるかというようなことも含めて検討中でございまして、カバーをかけていくということについては計画はしてございます。ちょっとまた今後の中長期のロードマップの中でそのあたりの手順をお示しできるタイミングが来ると思いますので、その時点においてご説明させていただきたいと思います。

それから、放射能の話につきましては随分減っているようにも、原子炉の中からの蒸気が減ったり、建屋の周りでのモニタリングをしたら減っているようだうと

いう話は我々も自信を持って、近辺でダストのモニターとか、そういうことになるべく緻密な状況ではかるとか、1号機についてはカバーをつけておりますので、そこから出てくる放射能をある程度正確にはかれるというようにもなってきておりますので、これは自信を持って言えるわけでございますが、11ページをちょっとごらんいただきますと先ほど申しましたのはきょうの時点で原子炉格納容器とか建屋から出ているものとしては年間もしあってもコンマ1ミリシーベルトというような話でございますけれども、ここ11ページの左のほうで福島第一のモニタリングポストの数字をごらんいただきますと北のほうは比較的低いところで4というありますけれども、既に3月の時点できき散らしてしまった放射性物質、敷地の周辺も高いところでは60マイクロとかそういったところがございまして、これ自身がある程度除染をしない限りは、あるいは木を切ったりなんかしない限りは減っていないかないと。自然にはもちろんセシウムも減衰しますけれども、長い半減期のものについては簡単には減りませんので、したがって建物側で今の11月とかの時点で出ている量というのはかなり温度も減って、蒸気も減ってきてますから、減らせている状況でございますが、この周辺のものについては既に出てしまった環境のものとして敷地境界でも結構高い線量ございまして、敷地の外におきましてもいろんな分布をしてございますが、簡単には減っていないということが実情でございます。福島第二につきましては、先ほどの資料のところのモニタリングポストの数値がありましたので、もちろん第一よりは低いですけれども、今は下がどまっているというような状況でございます。状況としてはそういうことでご理解いただければと思います。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） 今の線量についてはかなり敷地の中でそれぞれ高い値があるわけですが、これまで何もアクションしないわけではなくて、それらにやってもこれ以上下がらないという数値なのか。そういうことである場合はやはりこれから町もいろんな除染をする計画になっておりますけれども、かなり大変だということになると思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 続いてご

回答差し上げますが、敷地の中につきましてはまず居住しているところとか作業エリアという意味合いでなるべく線量を下げていかないと従事者の、あるいは作業員で働いている職員も含めてですけれども、従事者の被曝線量が下がらないので、そういう部分を選択的に下げるということで、建物周りの瓦れき撤去をして、まだかなりの高線量ということではありますけれども、3月、4月から見ると相当下げることができているという状況で、作業に着目した、あるいは重要免震棟なんかも含めて人がいるという空間に着目した線量低減を実施してございます。したがって、まだ面として、発電所の敷地全体の面としての除染ということまではちょっと至っていないというのが現状であります。ただし、こちらの1、4号側のほうは先ほどの汚染水で処理した塩水だとか、塩分のある水だとか、淡水だとかというタンクをつくってございまして、かなり木の伐採をしたということがございまして、これは除染のためということではなくて、タンクをつくるためでございますが、結果してある程度1、4号側のほうについては空間線量が下がったという部分はございます。ただし、除染をもう少しどうするかというのは今後の中長期的なものとしては大きな課題で、これも我々としての挑戦でありますけれども、実施していく必要があると。かなり現場の作業環境については、下げていく努力はいろんな手段を講じていかなければなりません。でも、原子炉の建屋とかそういったところは非常に高線量で、敷地の外はそこまでの分は恐らく原子炉に近いところのような話になるともうこれはかなり専門的な、あるいは技術開発も含めたものを使わないといけなくなると思いますが、そこは余り一般的な部分ではないかと思います。敷地内のヤードといっていますところについての除染の技術等については敷地の外でも共通で使える部分が出てくるかなと思いますので、そういった除染については皆様方もご紹介しますし、我々の持っている専門的な知識が活用できる範囲は積極的に活用していただくということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 5ページの図で底の部分にあと数十センチで抜けてしまうなんていう報道があったのですが、その状況、今底の部分にたまっている燃料がステンレスの枠の内にあるのか、もしくはステンレスを侵食しているのかどうかとい

うようなこと。その後もしかしたらずっと下の基礎のコンクリート打っているところまでいってしまうなんていう可能性もあるのかどうか1点伺いたいと思います。

それから、7ページに遮水壁というのですか、これ。こんな大がかりな工事ではなくて、もっとコンパクトな何か工事ができるような気もするのですが、こんな大きく囲わないとできないような状況なのですかどうか伺います。

○議長（猪狩利衛君） 林副室長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） まず、損傷した炉心についてでございますが、1号機が一番損傷が大きいというふうに推定しておりますが、まだ直接確認したわけではございません。そして、いろいろな情報、情況証拠というのでしょうか、そういうものを照らしたところでは圧力容器から落ちた燃料は格納容器内にとどまっています。この図のフラスコ状の格納容器の底部の鋼板を突き抜けて、その下のコンクリートに及んでいるという状況ではないというふうに考えております。格納容器の底部にもコンクリート層がございますので、そこのコンクリート層でとどまっているということで考えております。

遮水でございますが、やはり水処理、それから滞留水、こちらのさらなる海流への放出ということがないようにと、やはり万全を期したいということで、確実な遮水をするべきだというふうに考えておりますので、このような難透水層という地層の深い部分まで鋼管矢板を打ち込んでいくということを今考えておるところでございます。やはり再び放出をしないようにということは、これは絶対起こさないようにというふうな決意も込めてこのような確実な方法をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 遮水壁について補足申し上げます。

これは、2年ぐらいかかる大規模な工事なので、その間何もやらないということではございません。既にここの護岸のところには矢板を打ったり、放水のところについても矢板を打ったり、あるいはシルトフェンス等で水の流通を遮断したりとい

うことで、まずできること、もちろん水道みたいなところについてはコンクリートによってまず最初ふさぎましたけれども、ここの港湾側のほうにつきましても遮水壁よりもう少し護岸側のほうについてはそういう手だて、取水の角を落とすとか、あるいはシルトフェンスで水を拡散しないと、それぞれ1号機、2号機、3号機のところについてはシルトフェンスをやると、そういうことは既にやった上でさらに万全を期すと。地下水の浸透のところ、深い浸透があっても境界に出さないと、海上に出さないと、そういう意味合いでバックアップ的なものをつくろうということでお手をしております。

以上です。

○議長（猪狩利衛君）　ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　今小森常務のほうから万全を期すという言葉出ましたが、万全を期すのであれば海側だけでは全然万全は期さないと思うのです。前も言ったかと思うのですが、今国でNUMOという最終処分場の応募先いろいろやっています。その中で今国のほうで地下300メートルとか400メートルとか下げて地下水の調査している中を見た限りでは、石だろうが、岩だろうが、もうじゅんじゅん水は通していくわけです。そっちの方向に入っていけばもうどこに行くかわからないと。海側だけで万全というのは私はおかしいと思うのですが、海側の今回打つ部分だけの万全というのであればわかりますが、その辺はどうお考えか。

あともう一点、構内のフェンスですか。構外と構内のフェンスの際では年間の被曝0.1ミリシーベルトという説明ありましたが、建屋そのものからは建屋カバーかけなくてもほとんど出ないのかと思うのですが、幾らかは出ると思うのですで、それどの程度出るのか。それは、境界の外でしかあらわすことできないのでしょうかけれども、あとは敷地内でもすごい線量の場所がありますから、そういう部分をいじることによって飛散する分はどのくらいあるのか。それが今度は敷地外に出る量としては一番多い量になるのかなと思うのですが、その辺の試算はできているのかどうか。

○議長（猪狩利衛君）　小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） まず、遮水壁につきましては海側をつくるのか、全周囲むのかということも含めて評価をしておりまして、まずは海側のほうについてが優先度が高いだろうと。それは、いろんなボーリングで水道といいますか、水脈の調査なんかをした結果でございます。ただし、これをつくりつつ、また水の動きなどそういったことを確認していくということは引き続き必要でございまして、自然が相手になりますので、今言われたとおりこれですべてだということになるかどうか、それはもう少し遮水壁を順次つくりしていく中でも調査をして、さらに囲んだほうがいいか、あるいは地下水の水位がどのくらいにあるかというのも、余り低くになりますと原子炉建屋側のほうの、あるいはタービン建屋にある水脈みたいなのがそのときどういう状況になっていくかということを組み合わせて地下水が入る側で今安全を保っています。出る側にはならないように、あるいは止水が進めばそれで。そういうことで単純に遮水壁ではなくて、地下水レベルと水処理の状況を加味して次のステップを考えていくことになろうかと思います。今の時点で絶対やらないとか、絶対やりますということではございませんで、そういうことをいこうということは国も含めて合意している話でございます。ただし、海側はまず最終的な海洋側への放出を防ぐこと、これをまず優先して大規模な工事ですけれども、やりましょうと。そこが合意されて、今作業を始めたところでございます。

それから、2点目のほうにつきましてはなかなか難しいところでございまして、現在の空間線量のバックグラウンドでは建屋から出ているようなものがはかかるかというと、もうもともとの近辺のレベルが高くて、ちょっと直接測定をするということは難しいということですが、一応評価をするということはできますので、それは評価を今後もしていくということでいきたいと思いますし、全体のバックグラウンドとなるべく減らして、そういうものが変動が見えるようにしていくということも、モニタリングポストの周りをレベルを下げていくということで変動が見えるようなことは今検討中で、来年ぐらいからはやっていきたいなということあります。

それから、大きな線量の高いものについては当然我々としても個別のモニターを

してチェックをして、飛散しないように処理をするとか、あるいはテントの中に瓦れきを入れるとか、あるいは上に土のうあるいは鉄板を積むとか、そういうことは1つずつについてしっかりとレベルに応じて対応するという計画を今つくっておりまして、どこかに動かせばいいというよりは動かすものの自身をしっかりとしていくということで、特に今3号機と4号機の瓦れき撤去については十分配慮するという計画を進めてございます。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今小森常務の言うとおりなのかなと思うのです。当然やっぱりこれでいいというところに到達するまではまだまだいっぱい課題あると思いますから、ぜひその迅速やかに実行していただきたいと思います。

あと、放射能の線量の問題。実際今現状が高くて、プールとかそこから出る部分は多少あるのかと思うのですが、それを防ぐにはいち早くカバーをすることだと思いますので、ぜひ3年の中でという話ありましたが、それを少しでも前倒しできるようお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） ほかにないようでございますので、以上で（2）の福島第二原子力発電所の緊急対策及び第一の諸問題についてを終わりたいと思います。

これから補償問題あるわけですが、時間の関係上午後1時まで休議をいたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（猪狩利衛君） 再開いたします。

それでは、（3）、ここに次第ではその他になっていますが、東京電力の災害に対する補償についてを議題としたいと思います。

福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長、平井賢二君よりごあいさつと説明を求めます。

平井君。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君）　ただいまご紹介いただきました東京電力郡山補償相談センター所長の平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、今回の原子力事故に伴います損害賠償につきましてご説明させていただきます。損害賠償につきまして、これまでの実施状況、その中で皆様からいただいたご意見、課題、それからそれに対する改善事項、それからまだ改善できていない事項、これにつきましてご説明したいと思います。大変申しわけないのですが、資料を用意できてございません。口頭でご報告しますので、よろしくお願ひいたします。

まず、損害賠償でございますけれども、当初賠償の基準がないという中で本年4月の下旬より仮払金という形で、仮払い補償金という形で手続をさせていただきました。世帯当たり100万円、単身世帯の方には75万円という形で4月の末から5月にかけまして手続をさせていただきまして、富岡町の方につきましては約6,900世帯の方に仮払い補償金はお支払いいたしてございます。その後追加の仮払いという形で7月から8月にかけまして手続をさせていただいてございます。その後国の損害の紛争審査会の中間指針という基準ができたことを受けまして、東京電力としましても損害賠償に係ります基準をつくりまして本格賠償をするという形にいたしまして、9月の中旬より本格賠償の手続をとらせていただいてございます。ここにご出席の皆様方にも届いていると思いますけれども、届いた書類が160ページにも及ぶ書類でありまして、非常にわかりにくい、難しい、ともすれば請求をさせないようにしているのではないかとか、いろんな厳しいご意見をいただきました。それを受けまして、私どもとしまして当初は東京にありますコールセンターでいろいろご相談を受けるという形を基本にしておったのですが、やはり被災された方々と正面を向きながらきっちり説明しなければいけないということで、ここのビッグパレットの相談窓口、それから10月には郡山駅前にも相談窓口を開設いたしまして相談を受け付けてございます。また、仮設住宅にお住まいの方々につきまして、やはり代表者の方々と調整しながら仮設住宅を定期的に巡回させていただきまして、ご相談

に乗らさせていただいております。ただ、まだやはりご記入に当たっては相当時間を要するという形で大変だなと、難しいという意見をお伺いしている状況でございます。これにつきましては、第2回目が先週の12月2日から発送を開始してございます。書類のほうを少なくいたしまして、前回やはりご指摘いただいたものについて改善をいたしまして発送してございます。ただ、本当に160ページが大幅に減ったのかというと、やはり補償項目をそれなり網羅してございますので、まだページ数的には多々ございます。引き続き我々相談窓口、それから仮設住宅の方々への巡回、それだけではなくてご要請いただきましたらやっぱり体の不自由な方がいらっしゃって、なかなか出ていらっしゃれないという方々につきましてはこちらからお邪魔いたしまして、個別にご相談に乗るという形で丁寧な対応をさせていただきたいと思っております。まず、これが1点目の課題でございました。

それから、書類面の課題でいいますと最初合意書というものがございまして、一たん合意するとここまで合意内容については一切異議、求償いたしませんという一方的なものが書いてございました。これにつきましては、やはり皆様方3月のあの時点で被災されて、いろんな領収書とかいろんなものを持っていないという中で、余りにも1回合意したら何も請求できないのかということはやはりおかしいという意見いただきまして、この文言は削除しておりますし、今後合意をいたしましても後日新たな損害が発見された、請求漏れがあったというものにつきましてはしっかりと対応させていただくように見直してございますので、この点についてもご報告いたします。

それから、これが今書類上の課題でございましたが、あと損害賠償の基準面での課題につきまして、やはり多く言われていることについて数点ご説明いたしたいと思います。まず、もうこれが基本に即することでございますが、精神的損害でございます。まず、10万円、12万円という中間指針に基づきます基準を東京電力がそのまま適用いたしまして、これが賠償基準でございますという形でご説明申し上げました。それは、ある程度ご理解いただいたところもあるのですが、それを9月から減額しますという形で、中間指針で5万円というような形で載ってございましたので、第1回目のご案内のときには9月以降は精神的損害5万円になりますという形

をお伝えしてあったのですが、我々窓口の中、それから行政の方々、議会の方々、いろんなご意見いただいた中で、やはり半年たったからといって精神的なものが変わったわけではないという意見をいただきしております、中間指針は中間指針でございますが、東京電力としてきっちりやはりここは対応しなければいけないという形で9月以降、当面1年間につきましては精神的損害10万円という形で対応させていただきました。

それから、もう一つ大きかったのがやはり中間指針の中で、精神的損害の中には生活費増分が含まれておりますという形で、我々も生活費増分はこれに含まれているという基準の考え方をやっておりました。ただ、これもお話をいただく中で3月のあの状況の中で着のみ着のままでご避難された。そういう中でやはりいろんなもの、身の回りのものもない、いろんなものをやはり購入しないと手だてできないという形をいただきまして、初めのころはこの運用非常に我々ちょっと統一感なく戸惑っておったところであるのですが、いろんな意見をもらった中でやはり家電製品であるとか、それから家具であるとか、ある程度高額のものというものは持ち出せなかつた。その後の一時帰宅でも持ち出せない、どうしても必要なものであるという形で生活費増分では賄い切れないという形で、これは必要に応じた損害賠償をさせていただくという形で対応させていただいております。これが一人一人ばらつきがあってはいけないので、私どものホームページにもこういうものは賠償の対象になりますという説明を載せるとともに、個別の相談の中でも例えばこういう衣服を買ったのだけれども、どうだろうかというご説明いただいた中で、状況を伺いながら必要なものは賠償させていただくという形で見直しをかけてございます。

それから、もう一つ、まだ解決していない問題でございますが、仮払金の問題でございます。仮払金は、補償金の前払いという形で、本格賠償をお支払いするときにはそれは精算させていただくという形でご案内差し上げたのですが、文書の書き方がご返還しなくてもいいですよと、返却しなくてもいいですよと若干読める部分もあったのかと思います。正確には今回の本格賠償の金額が先にお支払いした仮払金額まで達していない場合仮払いのほうが多くなります。仮払いの残額をお支払いしなくてもいいですという表現が的確だったのですが、ともすれば仮払金は返却し

なくてもいいのかなという誤解があったということで、我々の説明不足もあるかと思います。ですから、ここら辺はしっかりとまたご説明しなければやらなければいけない。ただ、この問題とあわせまして単身世帯の方で就労されていない方々につきまして、やはり仮払金のほうが多くて本賠償のお金がなかなか積み上がらないという形で第1回目の損害賠償金を請求したとしても、実際現金として入ってこないという事象生じてございます。こちらにつきましては、基本的に我々の中では個別にお電話差し上げてご了解いただくという形で今やっておるのですが、やはりいろいろ生活面、いろんな面で困っているという声をお聞きしておりますので、本部のほうに上申もしております、検討してもらうように今やってございます。もう少し我々も皆様の声をしっかり聞きながら対応していきたいということで今考えておるところでございます。

そのように賠償を進める中で、やはり現場の実態に、つまり実情に合わないで我々の論理で進めてきたところがあろうかと思います。それにつきましては皆様の声を聞きながらやっておりますが、まだ至らない点もあります。今後とも第2回目が実質今週から始まりますので、引き続き丁寧な対応をさせていただいて、被災された皆様に対して東京電力がきっちりと時間がかからずに、今大分支払いも時間かかって申しわけございませんが、迅速にできるようにしていきたいと考えております。

また、大きな課題として紛争審査会の中間指針では財物の賠償を、それは賠償項目であるという形でなっておりますが、今の時点でまだ除染のありようが決まっていない中で、まだそちらの基準がお示しすることができない状況でございます。ただ、これ大きな課題と考えておりますので、本部のほうとも中間指針もあるけれども、並行しながら財物の賠償について速やかに方向性出せるようにしたいと申しております。きょうの時点では方向性、具体的なことは申し上げられませんが、このような課題があるということで認識してございます。まだまだいろんな問題あるでしょうが、私ども誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから以上でございます。

○議長（猪狩利衛君）　ただいま福島所長から、平井さんからこれまでの経過と改

善点、皆さんのお声を聞いて改善された点とかいろいろお話をいただいたわけでございます。

実は私どもも当初補償については考えていませんでしたので、この件は議会事務局のほうからおくれたことは事実です。そういうような関係で資料をつくるのに間に合わなかつたということもありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

なお、私から言うまでもなく物的補償については今の段階ではできませんので、その点はひとつご了承、質問を避けていただいて、今お話しされた範囲でひとつ、そのほかもどうしてもという点があれば結構でございますが、質問をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから質問を承ります。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） それでは、賠償について。今回仮払いされた賠償金に対して本賠償が始まりましたけれども、仮払いされた金額を今回の本賠償で全額相殺されるわけです。そういうことで、全額相殺を1回にするのではなくて、分割でできないうかという相談をしたいと思います。例を挙げますと老夫婦で2人で、うちでは農家をやりながら生活していたという方など100万円、30万円掛ける2で60万円で160万円です。それで、今回10万円で6ヶ月ですから、60万円の2人分で120万円。それに避難に要した金額ということで多少合わせて例えばそれが10万円としたら130万円です。そしたら、160万円から130万円ですから、当然マイナス30万円で今回いただく金というのは一つもないです。こういうことでは、こういう弱者といわれるような人は、もう年の瀬を迎えてこれ生活できません。年寄りに死ねというようなものです。こういうことを考えれば当然3回なり4回なりの分割で相殺するというような方法だってできないわけがないでしょう。この辺いかがに考えているかお尋ねします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 先ほどの最初の説明でも言いましたけれども、や

はりそのような実態がある。それで、我々何のための賠償なのだということであれば、やはりこうやって避難をされて困っている人たちのための賠償でなければいけないというふうに思っておりますので、今の実態が生じてしまっていると。理屈では確かに仮払いのほうが多かったのだから、本格賠償なのだからというのはあるかもしれませんか、問題としまして、これは問題だと認識しております。どのような運用改善ができるか今検討するようにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。問題として認識しております。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） もう第2回目の請求書が発送され始まりました。そういう中で1回目の本賠償に対して、おれは書いてみたら赤字だから、出したらいいものだか出さないほうがいいものだかという、そういう相談をされる人がいっぱいいるのです。それで、これ先ほど平井さんが実質本部に上申しているのだというようなことを、ちょっと私はそういうふうに聞き取りましたけれども、これを1回でもう差し引いてもいいですよという人にとってはこれ構わないと思うのです。ところが、このお金が少しでも入ってこないと年の瀬を過ごせないとか暮らせないとかという人に対してはその辺は穩便に、とにかく好きでこれ避難した、逃げ回ったりしているわけではないですから、その辺を十分考慮して対応していかないと。この辺については県の郡山の補償相談センターの所長一存では決められないのでしょうかけれども、もうぜひともそれが実現できるようお願いしたいのですが、常務、いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 石崎君。

○東京電力（株）執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 支援対策本部の副本部長をやっております石崎です。

今議員ご指摘のお話はたくさんの方からいただいておりまして、この富岡町の皆さんからもいろんなところで声を伺っています。それから、そういう皆さん方の声を議会の皆さんや町長初め町のご当局にもいろいろお話をあるということは私どもも十分認識しております、今平井が申しましたように検討を重ねておりますけれども、それにあわせてこれはあす当社の社長、それから賠償を担当している常務、

広瀬というのがありますけれども、その2人が富岡町の遠藤町長と、それから猪狩議長が代表されて申し出に来られるということで、あしたは社長と広瀬、そして私もお伺いしますけれども、また皆さん方の声をしっかりと受けとめて、私どももそういう声にこたえられるようにこれからしっかりと対応してまいります。ということで、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） 私一般質問で通告しておりますけれども、該当業者が来ておりますので、ここで質問させていただきたいと思います。

まず、精神的損害月10万円でございますが、これ来年の2月までということですね。ですが、一般町民はやっぱりきっちり除染されて帰還できるまで補償してくださいよと、来年の2月以降がもう不透明で非常に不安だというような考え方持っている方がたくさんおりますので、その辺のご返答お願ひします。

あと、もう一点は6番議員のほうからお話があった件でございますが、避難民は仮払金の10倍も20倍も30倍も資産を富岡に持っていたわけです。ですから、本払いといいましても事業者のほうでそういうことを全然タッチしない状態で、それで今のごく一部の報告書の中から精算するのは私は全くおかしいと思っています。ですから、ケース・バイ・ケースで例えば東電から借りているのはやめようと、払うよという人は精算されると。あるいは、3分の1だけ払うから、あとは財産権の本払いのときに精算するよとか、あるいは今生活費、例えば10万円で暮らさなくてはいけないから、野菜もつくれないし、米もないし、だから財産権のところで相殺するよと。ですから、東電さんも一番大きなところにまだ手が触れていない状態ですので、その辺は臨機応変にケース・バイ・ケースで避難民の相談に乗ってあげるべきだと私思いますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

あと1点は、賠償の様式でございますが、例えば交通事故でも何でもそうでございますが、普通の一般的な社会の常識は手菓子の1つも持って、それで自宅に行って、それで謝って説明して、それから始まるのです。ですから、手菓子持ってこいとは言いませんけれども、例えば150ページなり60ページなりの請求書出して、お

まえらこれ読んで、それで請求書出せと、わからなかつたら聞きに来いと。それで、該当するかどうかおれチェックするよと。それでは、間違っていると思います。だから、それは世間の一般常識と全然かけ離れていますから、ですから例えば日本全国に散らばっているのに対して東電の総力を挙げて対応しても手に余る部分があるとすれば、もっと簡易にわかりやすいというか、だれでも理解できるような請求様式にするべきだと私は思います。その3点返答お願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） まず、1点目の精神的損害の10万円、来年の2月まででございます。これは、11月にそのまま10万円でいきますというのを決めたところでございまして、それ以降の扱いにつきましては状況を見ながらもう一度当社の基準としてどうあるべきか判断していくということでなっております。ただ、その状況に応じてまた検討させていただくということで、きょうの時点ではご理解いただきたいと思います。

それから、2点目は宮本議員と同じ仮払いのお話でございます。確かにおっしゃられるとおりでございまして、本来の賠償として一番大きいところに手がつかないで仮払いだけを精算するのかというのは、確かにそれが本当親身な心のこもった賠償かというと確かにご疑惑があるのはそのとおりだと思います。先ほどのご意見と含めてそちらにつきましても検討したいと思います。

あと、賠償の用紙でございます、3点目。本当に確かに我々加害者でございますので、本当にお一人お一人丁寧に対応するのが本来あるべき姿だと思っております何分本当に多くの方々にご迷惑をおかけした中で、公平に公正にやろうという中で、どちらかというと我々側で形をつくってやってしまった。ここに対しては確かに世の中の常識とは違うのではないかというのは理解しておりますが、まずは今できる賠償金を早く支払いたいという標準系でやっておりますので、まずはご理解いただきながらいろんな点改善していきたいと思いますので、大変東電勝手であるということはありますが、繰り返す中で改善しながらよりよいものをつくり上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） それでは、月10万円の件で決めたばかりだから、それ以降は検討するということでございますが、現実的に来年の2月過ぎたら富岡の町民が帰還できるような状態になるとは皆さんも思っていないと思うのです。それまでは避難が続くわけなのです。検討の余地も何もないわけです。だから、その辺一番偉い人というか、ここの責任ある偉い人に答弁願いたいというのと、あともう一つ、先ほど触れました相殺の件です。例えばセンターの所長は、要するに一番最初の宮本議員に対する答弁の中では払ったもので本賠償が、例えばその中で相殺するよと、それを根拠に上げましたけれども、現在の賠償の中のごく一部分、最初の100万円と、あと30万円、仮払い。全体の中のごく一部。もっとはるかに大きい財産権というものに全然手をつけない状態で、それで精算しろよとかなんとか、これは疑問の余地ないと思います、私は。だから、それを精査した上で、それで精算して下さいよと。それは当たり前のことですけれども、10倍も20倍もあるところに全然手をつけないで、それで精算しますよと、それは全くおかしいと思います。常務、返答お願いします。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） まことに今のお話については、私としましても皆さんの立場から見ればおっしゃるのもごもっともだというふうに思います。ちょっと会社のことを言ってもあれですけれども、私自身が賠償のことをつぶさに扱っているところではございませんが、今のご意見につきましてはしっかりと経営方に私自身の口から伝えて、何がしかとにかく一歩でも改善できる点がないかということについては具申をしてまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（猪狩利衛君） いいの、あの2つ目の質問。同じだからいい。大体似たような内容だものね。

4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） この点は町長、議長でもっと上部の経営層に折衝に行く予定であるみたいですので、これ以上の答弁は望めないと私は思いますので、よろしくお

願いします。

○議長（猪狩利衛君）ほかにありませんか。

1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君）現在3月11日から8月31日までの個人の損害賠償に対しての請求というか、解決された方の割合というのは第1点目に何%ぐらいあるのか。それと、法人関係、会社関係の請求に対してのパーセンテージは今現在どのぐらい解決されているのか。それによってまた質問しますが、それどのぐらいですか。8月31日までの本払いに対しての現在11月31日、30日でも結構です。

○議長（猪狩利衛君）平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君）請求の受け付けが12月20日現在でございますが…
…

〔何事か言う人あり〕

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君）12月の2日でございます。失礼しました。2万2,000から3,000件を個人の損害賠償受け付けてございます。これが分母のところが……済みません。全国で言いました。富岡町さんで申し上げますと、私ちょっと今正確な数字持ち合わせておりませんが、請求が4割弱いただいているという数字でございます。支払いにつきましてはまだ正確に持ち合わせていませんが、非常にまだ少ない状況でございます。

○議長（猪狩利衛君）1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君）申請に対しては富岡町、恐らく郡内でもそうではないかと思うのですが、4割近くの申請はされていると思うのですが、現在の支払った件数というのはこの前も新聞に出ていましたが、パーセンテージがまだ非常に少ないです。今までの解決されている。パーセンテージが1割以下の数字なのです。0.5%ぐらいの数字しかまだ解決されていないのです。なぜそれがそんなに低いのか。これは、もう第2回目の本払いも請求が始まっているわけです、もう。12月2日発送というのでしょうか。第1回目の本払いの請求がまだ5%か6%の範囲内では、これ

いつになっても解決されないので。私自身からいうと11月1日に請求はしました、個人のほう。だけれども、まだ受け付けましたの返事だけで、何ら返答もないですし、なぜそんなに時間がかかるのかなと。これ普通の人だったらもうがんがん文句を言います。これはしようがないのかなと思って、これはやはり難しい査定方法があって、その他の一番最後に記載されるその他の損害額に対してのあの書き方が非常に恐らくチェックされるのではないのかなと、時間がかかるのかなというふうに思うのです。その請求書の内容の中に、恐らく私も記憶によると原発事故が起因する損害額という、やっぱり事故が起因している場合は、例えば着のみ着のままで避難してきたという、例えばジャンパーを買った、いや、下着を買ったというのもこれは本来は支払いの対象になる金額なのです。恐らく私の場合は、200万円ぐらいの領収書はつけてあります。恐らく100万円以上はカットされるのではないかなどいうふうに覚悟はしているのですが、だけれども本来は全額認められなければならないあれなのです。何もこの事故がなければわざわざそのほかのものを買う必要ないのです。高額なものも買ってあります。だから、皆さんも同じではないかなということが、本当に中身を精査している時間がかかるって、まだ五、六%の数字というのは何か考えられないような数字なのですが、どうしたことなのか。恐らく電力さんはわかっていると思うのですが、12月2日からの2回目に対してはもう少し速やかな支払いをしていただかないと本当に先ほど6番議員が言われたように仮払金のほうが多くて、精算全額されると一銭も残らないと、マイナスが生じるという方がいらっしゃるのです。こういう人たちに避難されて生活できないような状態にさせるのは非常に困りますから、その辺のことを1度……

○議長（猪狩利衛君） 1番さん、前口上を少し短くして簡潔に願います。

○1番（黒沢英男君） はい。

この原発事故に伴って、本来であれば交通事故とか何かからいうと見舞金とか慰謝料の項目が出てくるのですが、それも全然明記されないというのはこれどうしたことなのか、2点目聞きます。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相

談センター所長（平井賢二君） 前段の話ありましたまずちょっとそこを説明をしたいのですが、請求内容の確認でとまどっておりまして、おくれてございます。ただ、どういうものを賠償対象にするのか見きわめてございますので、これからもう少し早く対応できると思っております。

○議長（猪狩利衛君） 2番目の見舞金は何でないのか、その辺。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 失礼いたしました。見舞金につきましては、我々も紛争審査会の中間指針、基準によっておりまして、それから賠償項目を全部つくり上げてございます。その中には精神的損害という項目はあるのですが、見舞金という項目が入ってございません。ですから、我々としましては、世の中はいろいろ損害賠償には見舞金がつくのでございますが、我々の賠償の中では見舞金という項目は中間指針にのっとった中で設定してございません。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） 中間指針に基づいてと言われると何も言えないのですが、やはりあくまでもこれは加害者が東京電力であって、被害者が我々避難者なのです。避難民なのです。このことに立てば、交渉事というのは交通事故でも必ず慰謝料というのが出てくるのです。見舞金たるものが出でこないということは、最後に財物的な損害のところでも見舞金が支払われるのか。財物的な損害は財物的な損害額であって、見舞金は全然考慮されないのかどうかという。これがないと本当に加害者と被害者の賠償が成立しないと思うのです。この辺のこと最後に聞いておきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 関連しますけれども、私もこの件に関して関連。今交通事故の例挙げましたけれども、本当に見舞金あって、最終的には示談金というのあるのです。これしないと法的にはやっぱり完全になってから示談金と、お互いに文書を取り交わすのが事故の始末なのです。だから、それを踏まえると私も今1番さんが言われた内容についてどのような考え方をしているのか。全然中間審査出ていないから、出さないのでというような考え方なのか、これから直接被害者である東京電力と避難民なのだから、東京電力だけで中間指針関係なく会社自体で示談金を出すと

か、そういうような方法をつけないとやはり後味の悪い結果になってしまうのかなと思うのですけれども。というのは、前私まだ長いほうですから、長いなんて言われますけれども、やっぱり日本には五十数個の原子力発電所あるわけです。万が一稼働して、ここもそうですけれども、これから第一のこの事故が非常に大きな注目の的だと思うのです。本当にきちっと最後まで補償なら補償をしてやらないと、あるいは復興なら、復興までいかなくても再生で結構です。昔の町に戻してもらわないとい、これは本当に全原発が脱原発になってしまう。全部とまってしまうというふうに私は思うのです。だから、これは我々は悪い面のあれになるのですが、立場になるのですが、やっぱりその辺で東京電力の姿勢をきちっと出していただきたいなと、こういうふうに私も思っています。

答弁願います。

平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君）　見舞金の件につきましては、この場だけではなくて、いろんなところからもやはり損害を与えたのだから、見舞金というものが当然あるのだろうと、そういうことでご意見言われてございます。では、それが精神的損害が見舞金を含むかというと、あれは損害ですという形で認めているのだから、やはり見舞金とは性格が違うと思ってはおります。ただ、我々も基準をつくって皆さんに今公平に当てはめておりませんので、この意見はきょうの段階では持ち帰らせていただきまして、見舞金の意見が富岡のきょうの議会でも出されたと、やはり世の中の常識、それからいろいろなお互いが人間間で合意に至るプロセスとしてあるのだというご意見をいただいたということで持ち帰らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君）　よろしくお願いします。

15番。

○15番（三瓶一郎君）　2点ほど伺いたいのですけれども、地震、津波はやむを得ないとしても、この放射能で、地震そのもので屋根が壊れてしまったと。雨がどんどんうちの中に入り込んだと。天井もくり抜ける、床もだめ、畳もだめという問題

は、これはきょう、あしたではわからないわけです。これが原発の放射能の収束を待って、初めて業者が入るわけです。それは、この放射能の収束が3年かかるのか、5年かかるのか。そうすると、ますますうちの中の被害はひどくなると思います。それに対しての行く末の補償はどうなるのかと、もう一点は貸し家に対して今までちゃんと生活もあって、家賃もいたいでいたのです。それが放射能が怖くて山形のほうに移り住んだのです。この間の家賃というのは全く入ってこないわけです。だから、この問題もやっぱり原発が収束しないと解決しない問題なので、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 三瓶君、第2番目は物的な状況になると思うのです。土地の話……

○15番（三瓶一郎君） 違う。私は、それをどうのこうのではなくて、そういうのが該当するのかどうか聞いているわけですから。

○議長（猪狩利衛君） だから、それはまだわからないということでしょう。

平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 今明確に答えられない部分ありますけれども、原子力事故によってやっぱり被害受けられた項目については賠償させていただきます。ただ、それが財物についてはどのような形にするのか、それから今お話をあった借家にしましても同じでございますので、今のところでは具体的にどうすると申し上げられませんが、賠償の対象でございます。

○議長（猪狩利衛君） 15番、三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） 私が聞きたいのは、原発が収束してからでないと業者的人は入れないわけです。それは、3年になるか5年になるかわからないわけです。その時点でもそういう補償はされるのかどうか。あるいは、あくまでもここ一、二年で補償終わってしまうのか、その点。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 考え方の整理になってしまいますが、損害

が継続しているという形であれば期間を区切ったわけではなくて、その損害がきっちりカバーできる期間まで補償というのは必要になってくるのではないかと思います。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 3点ほど伺いたいのですけれども、1つはほかの人とも若干ダブりますけれども、私はちょっと該当しないのだけれども、既に個人の請求書を送って2カ月以上たっても問い合わせもない、何の返事もない。要は全体遅いということを言いたいのですけれども、その辺はどうなっているのかということと、もう一つは前のこういう機会のときに私同じこと申し上げているのですけれども、今回はコールセンターだけではなくて、こちらにある相談室も含めて人によって答えが違うのです。こういうことどうなのでしょうねと、何となく書いてくれては困るのであって、ただ書くだけなら意味がないから、こういうことどうでしようと相談しても、人によって答えが違う、同じことを聞いても。これ統一してほしいと。

それから、先ほどの別な議員への答弁でありましたけれども、来年の2月までは慰謝料は決まっていますけれども、あとは検討します。まだ今被災中なのです。そういう来年の2月まであとは検討するって、私はそれはちょっとおかしな答弁ではないかなと思うのですけれども、3点についてちょっとお伺いします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 1点目の請求書送っても返事がない。確かにいろいろ我々おしかり受けております。大分受けたところで書類が滞留した中で何か処理できていなかったことがありますけれども、今要員を投入しまして悪かった点を見直しながら進めておりますので、今遅くなっていますが、極力受け付けてから速やかにお支払いできるように今改善しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、2点目のコールセンター、相談室、人によって答えが違うというのはあってはいけないのですが、確かにそういうご意見いただいております。私もこの立場ですので、いろんなものに対して統一化できるように努めてまいりますが、本当に申しわけございません。

避難に伴います精神的損害、会社として決まったのは2月まででございますが、本当に避難の生活が続いている、それから次のステップのところが見えないという中で、まだ決まっていませんというのは大変失礼な物言いだったのかなとは思います、このような意見があったということで、私もこれは持ち帰らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 全体として私疑問に思っているのは、もしかして福島地区で最前線に立っている皆さんと東京との間に溝か何かがあるのではないかなどというふうに非常に疑問を感じるのである。あなた方は、一生懸命なさって、苦労して限られたあれで答弁してくれていますけれども、どうも東京の人は感じ方が違うのではないかですか。その中で今1点だけはっきりしたことがあるのですけれども、会社としては2月までと決めた。それでいいのなら、その話だけ受けとめておいて、後日別にこれは確認します。そういう会社としては2月までと決めたという理解できないような答弁、今後ともどこかでされたほうがいいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 12番さん、今の件については平井さんの段階ではこれはちょっと無理だと思うのです。これから十分話を聞いて、向こうと検討していただくということにお願いしたいと思います。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 関連になってしまいますけれども、まさにそのとおりだと思います。あなたたちは、国の中間指針ということで6カ月は10万円、12万円。あの6カ月は5万円ということで、また国会で何か吉野さんの質問に対して枝野さんが国の中間指針は最低の線で決めたのだから、電力は努力すべきだと、そういう話になって10万円に上がったのです。ただ、私は本来で言えば、精神的面で言えば日にちが過ぎれば過ぎるほど大変になってくるのです。当然金額も上がらなくてはならないと思うのです。そういうことを全く無視して、それで国の中間指針を盾にとて電力さんの支払いを決めていると。それは、おれまさに問題だと。国は、中間指針で決めたのは、車の自賠責あたりをとってきて、日にちがたてば心はいやされてくるだろうと、そのくらいの考えなのです。逆なのです。日にちが過ぎれば

過ぎるほど、1年が2年、2年が3年になればなるほど当然金額は上がるべきなのです。そういうことを踏まえてしっかりと上に届けてもらいたい。お願ひします。

あと1点なのですが、いっぱい問題提起されると答える人によってみんな違う答弁するのです。最初冒頭で平井さんからあった原子力被災者の支援対策本部、いわきでは個別には来てくれないと言っているのです、今。電話入れても忙しくて個別には行けないから、避難所なりなんなりに来てやってくださいと言っているのです。平井さんの冒頭の答弁では、来れない方は電話でもいただければ個別にも行きますよという冒頭のあいさつあったかと思うのです。全然違うのです。だから、そういうことを踏まえて、来れない人は本当に何らかの理由があつて行けないですから、やはり細かく足運んでやるべきだと思います。そういう部分をきっちり統一してもらわないと、こういった会議幾らやつても意味ないです。我々言うことと、こういった会議で我々聞いて町民の方に言うと、何だ、おれが言ったって来てくれなかつたぞという話になるのですから、その部分を十分気をつけていただきたいと思います。皆さんももう大体そういうような意見も踏まえてやっていますので、答弁要らないですから、しっかりと胸に刻んでやっていただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 皆さんのお話とダブりますが、各補償相談センターの所長さんたちが上申されて話し合いをして、多分9月の12日に説明会受けたときも申し上げたのですが、東京本部のほうでは皆さんがいろんなところから拾った声はまともに聞いていないみたいです。結果的に5万円から10万円になっただけで、ほかは変わっていないですもの。ですから、今回あたりは積み上げ請求額が上がらなくて返却をするような方については、そういう方何人か、何%かいるのですよね。そういう方については保留という形にしてというふうなことを、まずは1ヶ月、2ヶ月のことでの大変大切なことなので、この冬越されないなんていうお年寄りもいるみたいなので、間違っても自殺者なんか出したら大変です。だから、その辺は早急に保留、今後考えるけれども、今回は保留ということを強く申し上げてください。もしくは、自殺者なんか出て、また問題になります。だって、9月12日以降、この前

もお話ししましたが、おとといの決起大会なんかでも事故の収束ではないのですもの、テーマが。補償なのですもの、もう。ですから、この辺本来は事故の収束が大事なのでしょうけれども、住民の意識は補償の話なのです。その辺のところもぜひ伝えられてください。ですから、返却対象者については一時保留という形のほうがいいと思います。

それから、先ほど精神的損害出ていますが、生活費ということは一切考え、本部のほうでは考えないのですか。やっぱり生活費というのは月々必要だと思うのです。農民夫婦、光熱費なり燃料代、生活費ですから。ですから、その辺を強く申し上げてください。やっぱり生活費という欄は必要だと思います。

それから、もう公的資金注入されていますから、国営企業なのです、考え方は。ですから、そんな企業的に対応する必要ないと思うのです。国的に対応すればいいわけであって、ですから皆さん少々大ばらまきしても、国でどうにかしてくれますから、だからそんないちずに企業守っている必要ないと思うのです。もう既に公的資金注入しているのですから。

それから、今度双葉が様式で出していますが、日弁連がついているような口調でしたが、それ万が一双葉の様式で100%要求を満たした場合は我々はどうなるのか、それについても上申していただきたいと思います。万が一はないでしょうけれども、双葉がすごく待遇がよくて……

○議長（猪狩利衛君） 双葉って双葉町ということ。

○9番（堀川一也君） はい。双葉町が待遇がよくて、ほかの町村が今までの答弁様式でなったなんていう場合はまた問題になりますので、その辺のこともぜひとも話のテーマに上げていただきたいと思います。

一応お答え聞いてもしようがありませんが、平井さんの見解だけは伺いたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） まず、1点目の本店との溝みたいな話でございますが、確かに現場にいる人間と本店では若干の温度差があろうと思います。ただ、

それを我々が現場にいる者として実態を伝えるのが役割だと思っておりますので、今生活費増分などもいろいろ初めは認めないとというのがあったのですが、スタッドレスタイヤであるとか、家具であるとか、被服であるとか、やはり我々現場が声を出すことによって認められると思いますので、一体になってここは頑張っていきたいと思っております。

あと、仮払いの返却、返却しろとは我々申し上げてございません。とりあえず、ただ現金が全然入らないという問題がありますので、今議員おっしゃられたものを含めましてきょう多くの意見いただきましたので、対策のほう考えていいきたいと思います。

あと、生活費という概念は、ちょっとこれ私の考えになってしまふかもしませんが、賠償の基準には特にございません。ただ、実際精神的損害の額が生活費になっている実態があるだろうというふうには見えておりますので、精神的損害で生活するのかというのもちょっと違うような話なのかなと思いますので、これも課題ではないかと思っています。

あと、双葉町で独自の書式というのがありますが、これも公式な見解とはなりませんが、それが認められて賠償項目の基準が見直されるということがあれば、今請求していただいたものに対しても同じようにまた基準のほうとしては見直されるのが筋だと思っております。ですから、書式上はどうであれ、中身のほうに対しては不公平感が出ないように対応するのが我々の補償の仕事だと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 担当者会議で本店に行かれるのでしょうか、ぜひそういう話伝えてください。

それから、特にやっぱり生活費は生活費だと思うのです。皆さんのがいたいでいるサラリーと同じ感覚なのです。それほどは要りませんが、若干はここで、郡山なりいわきで生活する分ぐらいはいただきたい。というのは……

〔何事か言う人あり〕

○9番（堀川一也君） そういうことです。よろしくお願いします。

○議長（猪狩利衛君） これ新たな項目だけれども、小森常務、どうでしょう、この考え方。実は私も本当に2世帯になっているのです。それなりにいろいろと計算に合わない、入らないような金額がいっぱい出てくるのです。そういう状況も踏まえて、やはり補償は精神的補償が生活も加味しているなんていうのはこれはとんでもない話です。これは、精神的な補償ですから、示談金はそれで精神的な補償でいいとしても、とにかく生活費というのは大変なことは事実なのです。その辺も新たな項目に東京電力のほうで検討するというできれば前向きな答弁いただきたいのですが、小森常務、いかがなものでしょうか。

小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 経営の一員としておりますので、皆様方のお話は私自身が補償に詳しくないということとは別に、今避難されている状況ということでご苦労おかげしているというのが実態でありますので、そこの中で今すぐにご帰還をできるというところまでまだ至っておりませんので、皆様方のご苦労については話をしっかりと承ったというのが1つと話を伝えていくと。ただ、項目として見舞金であるとか、示談だとか、生活費みたいな話がどういうふうにみなされるかというような話はちょっと私自身も賠償とか補償の専門ではないので、ちょっと即断できるような話ではございませんけれども、今の生活で非常にお困りだというようなことについてはしっかりと会社の経営者と話しをして、改善できるという方向に進めてまいりたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） 今の常務のお話で、やはりこれは一番大事な問題ですから、私担当で詳しくないというのは、それはちょっとうまくないです。やっぱり先頭になって、この問題解決しなければすべて解決しないですから、今一番問題はこの問題です。そういう点で財物の補償というのをいかにやっぱり早く進めるかというのが避難者の人が次のステップを歩む第一歩なのですから、一つもこれがらち明かないから、みんないら立っているのです。ここら辺をやっぱりステップ2とか収束、こういうものを完全にしてからというような対応ではとてもではないけれど

も、いつになるかわからないわけですから、いら立ちがますます激しくなっていってしまう。そういうことですので、これはできる限り、第一だって第二だっていろいろな意味で設備の管理だとかでやっているわけですから、これが財物補償の対応できないなんていうことはないと思うのです。やっぱり急いでやっていただきたい。

あと、精神的な補償というのは単なる物だけのとか生活のではなくて、これ一番大事なのは将来に向かった被曝補償です。みんな不安持つて、これから何十年と生きなければならぬ。これをやっぱり十分頭に入れて考えていただきたい。言つておきます。これらについて答えられれば答えていただきたいと思います。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君）　ステップ2とか第二の今の対策の進展とかいうこととは、やはり補償の話というのは違う話だと。要するに現実には今被害が出ておるわけですから、期間の問題としてとかそういうことはあろうかと思いますけれども、それはよく私自身もそう認識します。したがいまして、繰り返しの答弁になりますけれども、経営としてしっかりと今の話を上に伝えてまいりたいと思います。

被曝に関しては、かなり時間的にもどういう経緯、あるいはどういう被曝をしたかという実態をしっかりとかるというようなことが重要だというふうに考えておりますが、これは時間のかかる話かもしれません、討論していく必要がある項目かなと思います。健康的な面からいろんな議論はございますけれども、まずは実態をしっかりと把握するということはどういう形であれ必要だと認識しております。

○議長（猪狩利衛君）　14番、関友幸君。

○14番（関友幸君）　例えば被曝の問題ですけれども、町では今回国100%の補助で線量計等を妊婦、幼児、そういった子供に対してそういった対応するということなのですけれども、本来ならばこういったものは東京電力が積極的にもう進めなくてはだめなのです。そして、先行してもらわないと、何にも今までやってきてはいないですから。私何回も行ったとき、私埼玉行ったときの話何回もして、聞き飽きたかと思いますけれども、例えば避難された方の家庭に対する電気料の補助とかはやつたらいいのではないかと。全国に散らばっているけれども、そういった把握は十分できると思うのです。いまだにそれが実現されていない。何にもやろうと

しないというのが我々の目から見た東電です。もう少しやっぱり積極的にやっていただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 石崎副本部長、何かありますか。副本部長、今の件に対して。

石崎さん。

○東京電力（株）執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今各議員からお話しいただいたこと、ご指摘非常に重く受けとめております。ただ、私どももいろいろ努力をしているつもりではありますけれども、まだまだ不足していると、欠けていると、それはやはり事実だと思います。これから皆さんのお声をしっかりと受けとめて、改善すべきところはしっかりとやってまいるように私自身も努力いたします。もちろんきょうのお話、向こうにいる、本店のほうの人に当然会長、社長にそれは上げますけれども、私のほうからも皆さん方のお声が少しでも実現できるようにこれからも努力いたします。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） 最近補償問題が改正とか見直しという言葉も聞くのですがそれは我々に対しては大変うれしく、生活の関係も精神的苦痛に入るとか、そういう話になってきて、大変いいことだと思っているのですが、最初の場合私もこの東電のほうの中で相談受けながら書類書いたのですが、実際のところ半年前は生活費が書かれてもだめだとか言われて何にも出さなかつたのです。これそういうものが途中からくるくると基本的な賠償の品目とか金額、それが変わってくるということ自体が出た人はどうするのですか。そういうことで変わってきたら変わってきたなりに放送とか何かでお知らせしなくては、普通一般の人はわからないと思います。私だって二、三日前にやっと生活関係が賠償のうちに入るなんていう聞いたものだから、そういうことも全然ニュースとして伝わってきていない。勝手に知っている人は知っている、知らない人は知らないという感じでやっていると思いますので、ただ今申請が4割くらい上がったという話は聞いたのですが、あらかた記入漏

れが多いのではないですか。私はそう思います。対象になるのだかならないのだが、それをまたお知らせとかで来たって、これはきちんとだから次々、今第2回のやつ出したというの聞いたのですが、これ何かもちやんとこういうものは補償しますよとか、品目的とか、金額的だとか、そういうのはある程度すっと書かないと恐らくさつきうちの副議長も言ったけれども、200万円くらい出した人もいるし、全然出さない人もいるし、こういうところで差が出てきます。そういうことが出ないようにするにはやはりある程度基本的な額とか、品目とか、月幾らか、そういうのをもう少し煮詰めて金額の中に入れてほしいと思います。その辺はどうですか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） ご意見ありがとうございます。確かに最初に請求した人と後に請求した人で品目が違うということは、これ問題になろうと思います。ただ、今回出さなくとも、後でまた出していただければその分は我々賠償させていただくということにしております。ただ、そこに対して皆さんに正確な情報をどうやって伝えるかというところが我々窓口とかいろいろ、あと請求出していない方にはダイレクトメールのようなものを送らせていただきましたけれども、この辺はもうちょっと我々も検討しまして同じ情報をきっちり伝えられるようにしていきたいと思います。基準につきましては、やはり避難している方の実際を聞いて見直しかけていますので、やはりいつまでも同じままとはちょっとといかないものですから、そこをきっちりアナウンスできるように、お伝えできるように努力したいと思います。ご意見ありがとうございました。

○議長（猪狩利衛君） 3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） やっぱり原発関係で8万人近くいると年寄りとか若い人とか赤ん坊まで補償なのですから、本当にいろんなケースがもうあるわけです。けれども、基本的なケースとか、品目とか、そういうところをはっきりしてもらわないと何でも書きなさい、書きなさいと言ったって、どこまで書いていいか書いて悪いかがわからないで書きなさいと言ってもどだい無理な話で、そういうところからやっぱり資料的なものをちゃんとしながら請求応じられるようしてほしいと思いま

す。

○議長（猪狩利衛君） いいか。要望にして……

○3番（中野正幸君） 要望に近いから、いいです。

○議長（猪狩利衛君） 答弁結構でございます。

あとありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） それでは、今各議員からおのおの質問あったわけでございます。どうぞ東京電力さんにおきましては、そこらを上部と十分精査をされて、今回の原発被災という非常に先の見えない本当に将来を、我々の町村が再生するのかしないのか、非常に厳しいところであります。それと同時に、もう9ヶ月も過ぎるわけです。本当に被災者は、いろいろな形で毎日毎日苦悩、精神的な問題はもちろんのこと、病院通いも多くなる、あるいは入院される方も多いというふうな状況になっております。そのためには第1は、第1、第2、第3、第4号プラントの収束であります。それとあわせて今皆さんから出ましたような補償問題がやっぱり生きている人間がそれに対する関係が大事になっているのが今時期であるということです。確かに中間指針で、それにどうこうということはあるとは思いますが、十分小森さんに取締役会とかいろいろ、石崎さんも大幹部でありますので、本店のほうに持ち帰っていただきて、きょうの私どもの意見を幾らかでも反映していただければ非常にありがたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。きょうは小森常務ほか皆さん方の出席に心から御礼を申し上げまして、これで……

[「議事進行。その他残っているよ、その他」と
言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） いや、東京電力については終わりたいと思います。

[「東京電力にその他で質問」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） 東京電力に対してのその他あるのですか。

[「ある」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） では、その他あるようですから、お聞きしますけれども、

そういうことで私の一応はごあいさつとしたいと思います。

その他あるそうですから、高橋実君、8番。

○8番（高橋 実君） 前に石崎さんにお願いしているのだけれども、あえてこの場で確認したいのですが、今から冬季にかかるのだけれども、ボイラー関係、エコキュート関係の水抜き関係どうなっています。やる気ない。

○議長（猪狩利衛君） 担当者だれですか。

石崎さん。

○東京電力（株）執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 以前議員からご指摘をいただきましたけれども、申しわけございませんが、まだ具体的な段取りまではできておりません。まさにおっしゃるようにもう寒くなりまして、これほっとくとだめになる可能性もなきにしもあらずということでございますので、このやり方についてはちょっと私どもも検討する時間をまたいただきたいと思います。これは、多分皆様方にもご協力いただかないとできないという項目だと思います。

それから、先ほどちょっと屋根の修理のお話もございましたけれども、屋根の修理につきましても先般の大風でやっていただいたところがまた飛んでしまったというようなところもあります。そういうことも含めて、また新たな体制で私ども皆さん方の町にどういうことができるのかというのを、もちろん実現に向けて検討いたしますけれども、ただやはり繰り返しになりますけれども、皆様方のご協力をいただかないととてもできないところもありますので、その辺はぜひ何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 協力は幾らでもできる限りするつもりですけれども、やはりこういうところはどうですかと言ったときに回答が返ってこない、回答が。今だってそうでしょう。1ヶ月以上前の話ですから。今12月です。戻ってどういう順序で、どういうふうな人と話してやる、やらない決めるのかわからないけれども、凍結してもらえたやつが外へ流れるのならいいけれども、つくりによっては建物の中へ入るのもある、凍結したがために。これ中に入るということは床だけがだめにな

るわけではないのです、つくりによっては。衣服関係も残ってきているし、じゅうたん関係も置いてきているわけだから、そういうやつ話したときに何で早急に話を上として落としてよこせないのかなと。凍結してからでは話持ってきたって既に遅します。そこら辺どう思っているのですか。

○議長（猪狩利衛君） 石崎さん。

○東京電力（株）執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） まず、ご指摘のようにご指摘いただいて対応がしっかりできていないということはおわび申し上げます。具体的な進め方は、各個人の家にどういう設備があるのかということから調べなければいけないということ、それから実際にお宅の中に、敷地の中に入る等々いろいろ問題もあります。そういうこと、さらにはそれぞれどういうおうちに被害があるのかということもいろいろ事情があるということでありまして、そういうことを考え合わせながら具体的な対策をする必要があろうかと思っておりますので、そういう意味で遅きに失しているというご指摘はおっしゃるとおりでありますけれども、これからぜひいろいろご協力を仰ぎたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 町長、町のやつで緊急事態の通行書の発行の中で、5項目か6項目ある文言の中にこれで対応できるようなやつあると思うのだけれども、東電さんが当てにならないのであれば町独自でその対応することは可能ですか。

○議長（猪狩利衛君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これについては所管の広域消防とかボイラー協会いろいろあると思うのですが、その辺の所管ともよく相談してどういう対応すればいいのか。これもちろん東電さんと協力をしながらということになると、きょう初めてその問題提起よう聞いたものですから、私この問題については。所管のほうと、各課長とよく、ほかの広域消防とボイラー協会、そういうもうもろとよく進めたい、スピーディーに進めたいと。これはひとつ時間いただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 8番さん、8番さん。聞こえないのか。

○8番（高橋 実君） 3回過ぎたけれども、いいですか。

○議長（猪狩利衛君） だから、町長には、きょうは東電のことですから。

以上で東京電力に対しての調査は終わります。どうもご苦労さまでした。よろしくお願ひします。

あと、帰らないでください。議員の人は帰らないでください。

〔東京電力（株）退室〕

○議長（猪狩利衛君） その前にちょっと打ち合わせやるから、議運に入る前に。

お諮りいたしたいと思いますが、9ヶ月も過ぎようとしておるわけで、これ議会は普通はやっぱりスーツ姿が制服です、色はどんな色にしても。我々は、これは災害用のジャンパーというような形で実はつくったわけです。最初要望に行くときに着るものもないという……

〔「要望……」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） だから、要望行ったとき災害用につくったのだと。話を聞きなさい。つくれたのです。だけれども、原子力関係の要望事項とか、その他の議会の郡内もそうですけれども、みんな会議はこれです、普通そういう会議には。ただ、定例会にどうするかと。そろそろスーツにかえしてもいいのか、またこのとおりの形でやっていくのかということになります。その辺をお諮りしたいと思います。12月の定例会です。

15番さん。

○15番（三瓶一郎君） 私スーツと言われても、スーツがないのです。持ってきていませんから。

○議長（猪狩利衛君） はい。

○9番（堀川一也君） 議論しないで決とってください。拳手で……決とってください。

○議長（猪狩利衛君） それでは、スーツにする人。スーツ。

〔拳手少數〕

○議長（猪狩利衛君） では、この災害用のジャンパーにします。結局そのほかは反対だ。

〔「議長、自由は。自由というのは」と言う人あ

り]

○議長（猪狩利衛君） では、正式にります。この服でいい方に、議員は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（猪狩利衛君） では、以上で決まりです。

〔「議長、今度12月はいいけど、いつごろまで。

1年とか、そういうやつぱり……」と言う人
あり〕

○議長（猪狩利衛君） それも実は考えたのですが、あと来年の3月は改選期なのです。そうすると、改選期には集合写真撮るわけです。だから、そのときに係長のようなスーツがいいのか、これでいいのかとか、その辺も、私はこれでいいと思うのです。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 3月の解散議会後、これから議会は委員会であろうと何であろうとこれだということでいい人、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（猪狩利衛君） では、そのように決します。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

閉会 (午後 2時24分)